

『賀茂注進雑記』 第七 社家・官位・諸司

『釈注ならびに口語訳素案』 凡例

一、昭和十五年 賀茂別雷神社刊 改訂版『賀茂注進雑記』に準拠して、その語句に釈注をつけ、また口語訳を試みました。

一、上段には『賀茂注進雑記』の原文を掲げ、下段には口語訳を示しています。

一、上段の原文の中の括弧()内の数字は釈注の番号を示します。

一、延宝八年の原文にたいする後世の加筆は昭和十五年の改訂版では小字で付記されています。この文では、この加筆部分を『』で示しています。また、文献名も同様に『』で示されています。

一、ただし、この文では加筆部分を完全には再録してはいないので、詳しくは昭和十五年の改訂版を御参照ください。

一、下段の口語訳は意訳を避けて、出来るだけ原文に忠実な訳を試みましたが、よく分からぬ箇所も多々ありますが、より一層の解釈は次の段階へ譲ります。

一、口語訳の語句につけたルビは、原文にあつたものはそのままつけ、その他は『広辞苑』や『神道史大辞典』にある読み方ルビを付けています。

一、原文中の漢文は、返り点、一二または上下の返り記号は省略し

て、白文のままとしています。詳しくは改訂版『賀茂注進雑記』(賀茂別雷神社刊)をご参照下さい。口語訳の中では『読み下し文』として表しています。また、宣命体は口語訳をしないで、そのまま表しています。

一、原文の「第一」から「第八」までの各部の釈注は、藤木文雄執筆の稿を月例の勉強会で出席者に講述し、逐次確認しながら作成しました。

一、この訳文に付した釈注は藤木文雄の作成にかかる稿本を同氏の許諾を得て掲載したものであり、文責は同氏に帰属します。

一、確認された釈注稿を参考しながら、梅辻諄が口語訳の草案を作成し、月例の勉強会にてメンバーで読み合わせ、補筆しながら訳文を作成しました。

一、この作業に参加したメンバーは次の通りです。

市忠顯、浦野邦夫、梅辻諄、岡本清信、北大路元顯、西池恒氏、錦部俊和、藤木琢也、藤木文雄、藤木茂、藤木保誠、堀内義晃、松田一雄、山本裕司、山本宗尚。

一、この『釈注ならびに口語訳素案』の『みたらしのうたかた』への掲載につき、賀茂別雷神社宮司 田中安比呂氏の御賛同を頂きました。
以上 (文責 梅辻)

『賀茂注進雜記』釈注と口語訳素案

賀茂県主同族会

第七 社家 官位 諸司

旧事記（1）云、（神代系記三）神皇產靈尊兒天乃神玉命、葛野鴨
県主等ノ祖也云々。本朝月令（2）云、賀茂建角身命丹波乃神伊可
古夜日売を娶りて玉依日売、玉依日子をうめり。此玉依日子の神、

賀茂県主等が遠祖也云々。又新撰姓氏錄（4）には賀茂県主は神魂
命孫、建角身命の後也云々。（或書云、神龜年中迦毛之字作賀茂也
云々）（5）（上欄注 旧事記饒速日命ノ条ニ云、天神魂命ハ葛野賀
茂県主等ノ祖ナリ〇日本紀神武卷二年（3）春二月甲辰巳天皇定功
行賞云々又頭八咫鳥亦入賞例其苗裔則葛野主殿県主部是也）

『続日本紀』光仁天皇の御宇寶龜十一年四月に山背國愛宕郡の人正

六位上鴨補宜眞髮部津守（6）一十人に賀茂県主の姓を賜ふとみえ
たり。

『同上』桓武天皇の天応元年四月戊申の日、賀茂神二社の補宜、祝

等はじめて笏を把ル事を免ぜらるるよし見えたり。

『類聚国史』平城天皇の御宇大同四年十一月戊戌の日（7）、外從五
位下賀茂県主真蓑（ママ）（8）に從五位上を授けらるると云々。古
書（六国史延喜式等皆如此也）には賀茂字と鴨字を上下の社に通し
て出せり。後世上下社各別に書来れり。

第七 社家 官位 諸司

『旧事記』には、『神代系記』神皇產靈尊の子である天乃神玉命
が葛野鴨県主らの祖先であるなどと書いています。『本朝月令』に
は賀茂建角身命が丹波の神伊可古夜姫と結婚して玉依姫と玉依彦
を生みましたが、この玉依日子の神が賀茂県主の遠い祖先であると
書いています。また、『新撰姓氏錄』には賀茂県主は神魂命の孫
の建角身命の子孫であると述べています。（ある本に云う、神龜年中
迦毛の字を賀茂とするなり）（上欄注 釈注（3）参照）

『続日本紀』には光仁天皇の御代の宝龜十一（780）年四月に山背國
愛宕郡の人、正六位上鴨補宜眞髮部津守ら十人に賀茂県主の姓を賜
つたと書いています。

同じ本に桓武天皇の天応元（781）年四月戊申の日に賀茂二社の補
宜や祝らが始めて笏を持つことを許されたことが書かれています。

平城天皇の御代の大同四（809）年十一月戊戌の日に、外從五
位下の賀茂県主真蓑に從五位上の位を授けられたとあります。古書
（六国史）『延喜式』などはみなこのように書いていますが）には
賀茂の字と鴨の字をそれぞれ上下の社につけて表しています。後世
には上下の社がそれぞれ別に賀茂と鴨を書き別けてきました。

『未考但古系図（3）』嵯峨天皇弘仁二年賀茂男床（9）、賀茂大神宮補宜たり。此男床よりこなた社家の系譜歴名などあきらかに、今につたはり来れり。悉く是をあらはすにあたはず。あらまし勅宣ありし社記の趣どもをかつかつ注進つかうまつり候。

淳和天皇御宇天長元年四月甲午日、祝部牧麻呂（10）を以て正一位勲一等鷦別雷大神の祝に補せらる（11）と云々。又（皆国史ニアリ）承和・仁寿・貞觀にいたりて賀茂大神の補宜賀茂県主廣友・益雄・門麿等外從五位下に叙らる（12）。（未考但社務記ニアリ）光孝天皇仁和二年賀茂県主貞基をして別雷大神の補宜に補らる。

『社務記（13）』醍醐天皇御宇延喜十一年に忠実、『同上』朱雀院御宇天慶五年に在樹、同六年六月二十六日に忠主権祝たるを正補宜に転任せらる。

『同上』此後村上天皇天慶九年に在実。『扶桑略記』（14）此在実補宜の時、社頭鳥居のほとりにて往古の錢七百八十二文掘出し公家に奉る。其錢の文、和銅開珍、萬年通寶、神功開寶と三の文あり。神祇陰陽寮をして是をうらなはしめらる。通用すべきやいなやの事、又諸道の博士に仰せ勘へしめらるると云々。『社務記』同天皇天慶二年六月五日に忠成（在実一男）補宜に補らる。

嵯峨天皇の弘仁二（811）年には賀茂男床が賀茂大神宮の補宜になりました。この男床以来の社家の系譜歴名などは現在まで明らかに伝わっています。これを悉く書き表すことはできないので、あらましの勅宣のあつた社記の事柄などをいくつか御報告します。

淳和天皇の御代の天長元（824）年甲午日に、祝部牧麻呂が正一位勲一等鷦別雷大神の祝に任命されたとあります。また、承和、仁寿、貞觀になつて、賀茂大神の補宜の賀茂県主廣友・益雄・門麿らに外從五位下の位が授けられました。光孝天皇の仁和一（886）年に賀茂県主貞基を賀茂別雷大神の補宜に任命されました。

醍醐天皇の御代の延喜十一（911）年に忠実が、朱雀院の御代の天慶五（941）年に在樹が、同じく六（942）年六月二十六日に忠主が権祝であったのを正補宜に転任せられました。

この後、村上天皇の天慶九（955）年には在実、この在実が補宜の時に社頭の鳥居の傍で古い昔の錢が七百八十二文も掘り出されたのでそれを朝廷に奉りました。その錢に書かれている文字には和銅開珍、萬年通寶、神功開寶の三種類の文字がありました。神祇寮や陰陽寮に命じてこのことを占わさせられました。この錢が果たして通用するかどうか、また、いろいろな方面的博士に命じて考えさせられたとのことです。同じ天皇の天慶二（958）年六月五日に忠成（在実の長男）が補宜に任命されました。

『同上』円融院御宇天延二年に貴布補補宜より忠頼（在実二男）當御神の補宜に転補せらる。歌人にて金葉集（15）に入たり（和泉式部集に見第十雜部下）。其詞書に「和泉式部か賀茂へ参りたりけるに、わらうずに足をくはれて紙をまきたりけるをみて、賀茂忠頼（原書に神主トアレト其時ハ補宜ナリ）」

ちはやぶるかみをばあしにまくものか

と申しかけるに和泉式部かくぞつづける

「れをぞしものやしろとはいふ（コノ連歌ハ下加茂

ノ社ナリケル故ニカクイヘリトゾ

『社務記』一条院御宇寛弘七年に茂忠（忠成一男）（17）を補宜になさる。岡本補宜と号すと云々。其後『同上』万寿四年に安頼（忠成二男）『同上』長暦元年に親経（安頼三男）。

後冷泉院御宇『同上』永承二年五月十三日賀茂成眞（忠頼一男）

を賀茂神主になさる。是神主と号する初例也云々。（18）『同上』同御宇永承六年十二月十九日に成助（成眞二男）権補宜より神主に補大池の神主と号せり。歌人にて代々の撰集に入られし歌多し。其中に金葉集（卷九雜）に入ける詞書に

賀茂成助に初てあひてもの申しける

円融天皇の天延一（974）年に忠頼（在実の一男）が貴布補神社の補宜から本社の補宜へと転任させられました。歌人であつて、金葉集にこの人の和歌が入っています。その詞書に「和泉式部が賀茂に参ったときに、わらじに足を喰られて紙を巻いているのを見て」、賀茂忠頼（原書には神主とあるが、その時は補宜であった）が

ちはやぶるかみをばあしに巻くものか

と詠みかけたのに対して和泉式部はこのように続けました。

これをぞしものやしろとはいふ

（こ）の連歌は下鴨社だったので、このように云つたとのことです。

一条院の御代の寛弘七（1010）年に茂忠（忠成の長男）を補宜になされました。岡本補宜と名乗つたそうです。その後、万寿四（1027）年に安頼（忠成の二男）が、そして、長暦元（1037）年に親経（安頼の二男）が補宜になりました。

後冷泉院の御代の永承一（1047）年五月十三日に賀茂成眞（忠頼長男）を賀茂神主になされました。「れは神主と名乗る最初の例でした。同じ天皇の御代の永承六（1051）年十二月十九日に成助（成眞二男）が権補宜より神主に任命され、大池の神主と名乗りました。

この人は歌人でもあつて、代々の和歌撰集に収録された歌が数多くあります。その中で「金葉集」（卷九雜）に入っている歌の詞書に、賀茂成助に初て会つて言葉を交わしました。その時に盃をとり

ついでにかはらけとりてよめる 津守国基 (19)

詠みました。

津守国基 (住吉神社神主 後拾遺和歌集作者)

(住吉神主後拾遺作者)

さきわたらみたらし川の水清み

さきわたらみたらし川の水清み

そゝの心を今ぞみるべき

そゝの心を今ぞみるべき

返し

賀茂成助

返し歌

住吉のまつかひありてけふよりは

住吉のまつかひありてけふよりは

なにはのこともしらすばかりぞ

なにはのこともしらすばかりぞ

とあります。此事記にいへるは、住吉神主国基、日比より神道の事歌とあり。此事記にいへるは、住吉神主国基、日比より神道の事歌と道など望みしに、かつかつ伝はれる比かくよみておこせたりけると云々。

此次の神主山本神主成経（成眞一男）永保二年に補任す『社務記』。

堀河院御宇寛治五年に安成『古系図（16）』正補宜に補任せらる。

『同上』同寛治五年に重助権補宜になむる。『社務記』同年六月二十日には成繼神主（成経ノ次ノ神主、成助一男池ノ神主ト号ス）、此時同七年に当社にて競馬はしまれり（20）。

天仁二年十一月十九日に重助神主たり（成助二男号佐々木神主）、同時に從四位に挙叙しけり（21）。是即四品の初例たるべし。

堀河院の御代の寛治五（1091）年に安成が正補宜に任命されました。同じく寛治五年に重助を権補宜にされました。同じ年の六月二十一日には成繼が神主となりました（成経の次の神主、成助の一男、池の神主）。同御代の寛治七（1093）年に当社で競馬が始まりました。天仁一（1109）年十一月十九日に重助（成助の三男）が神主となり（号 佐々木神主）、同時に從四位下の位を挙授しました。これが即ち四品の位を頂く初めての例でありました。次に成家（成繼一男）

次に成家（成継一男）権補宜より保安二年三月三日補任せらる（池ノ社務又河股ノ神主、一本二十七日）。

崇徳院御宇『同上』天承二年四月三日、山本神主成平補任せられぬ（後ノ山本神主成継二男鳥居大路家ノ遠祖ナリ）。鞠足無双なりし人也（22）。此次に成重（重助一男南神主）保延二年四月十三日に貴布補宜より神主に成、重継（重助二男北神主）片岡補宜より久安元年に神主になさる。仁平二年十一月（一本十一月）二十九日に貴布補宜より保久神主に補任せらる（正補宜成久一男神主成継孫松下家の遠祖也）。同二年（一本四年）に重忠舍兄三人を超て神主になる（重助五男佐々木神主）。次に高倉院御宇（承安四年十月十三日）山本補宜家平（成平一男泉ノ神主）神主に勅許なりぬ。此家平が館へ後白河院、保元四年（平治元年）四月に賀茂社御幸なりし時、人々鞠このみあひて雲わけみんとて度々行きむかひいみじきよしを申しあはれければ、聞しめしわたりて御覽あるに御供には按察使資賢大納言兼雅、公卿殿上人あまた参り候して叢覧ありけり雲分といふは昔の名なり、山本神主成平かもとにありけりと云々。

崇徳院の御代の天承二（1132）年四月三日に山本神主成平が補任されました（後の山本神主成継の次男で、鳥居大路家の遠祖である）。蹴鞠が並ぶ者のない程上手な人がありました。」の次に成重（重助長男、号は南神主）が保延二（1136）年四月十三日に貴布補宜から、また、重継（重助次男、号は北神主）が片岡補宜から久安元（1145）年にそれぞれ神主に就任しました。仁平一（1152）年十二月二十九日に貴布補宜から保久（正補宜成の久長男、神主成継の孫で松下家の遠祖である）が神主に補任されました。同じ一年（別の本では四年）に重忠（重助五男、号は佐々木神主）を舍兄三人を越えて神主とされました。次に高倉院の御代の承安四（1174）年十月十三日に山本補宜家平（成平の一男、号は男泉の神主）に神主の勅許がありました。この家平の館に後白河院が賀茂社に行幸があつたときに、人々が蹴鞠を好み、何とか雲分（鞠の名）を見ようとして度々行つて見て、素晴らしいことを申していましたので、天皇はそれをお聞きになつて館で御覽になつたのですが、御供には按察使資賢大納言兼雅、公卿や殿上人も大勢ついて来て、天皇が御覽になつた雲分と云うのは昔の名です。山本神主成平のもとについたそです。

が権補宜より、保安一（1121）年三月三日に神主に補任されました。（池の社務また河股の神主）。

又安元御賀の時『古今著聞集蹴鞠部』三位頼輔（難波從三位刑部卿母賀茂成繼女本朝蹴鞠ノ道祖）賀茂神主家平が家に行向て御賀の上鞠仕べき由勅定あり。其間の仔細訓説をかうぶるべしと云れば、家平云ク、鞠は仕り候へとも御賀の鞠つかうまつる事家に候はねば故実申がたく候。但常の老耄のあげまりの躰にこそ候はめと申けり。如此賀茂人蹴鞠堪能の輩おほくてうえの御まりある時は御代御代参候いたし、あげ鞠露はらひをば先ず賀茂人うけ給る事也。

依之御鞠会には飛鳥井・難波・御子左・賀茂人と旧記ともにありと云々。

二条院御宇応保二年閏二月二十一日に政平（家平カ弟也（23））大

田社の補宜より片岡祝になりて年ふるままによみける歌千載集の神祇部に入られける。

さりともとたのみぞかくるゆふたすき

わがかた岡の神とおもへば

とよめりければ神の感じおぼしけるにや、其後程なく補宜になりにけるとなむ。此事千載集の詞書にみえたり。この人も代々集に入ける也。

また、安元の御賀の時、三位頼輔（難波從三位刑部卿の母は賀茂成繼の娘、日本の蹴鞠の道祖）は賀茂神主家平の家に行つて、御賀の時に上鞠を行つよう勅定がありましたので、その間の仔細やお教えの話を伺いたいと云いましたが、家平はそれに答えて、「鞠は行つておりますが御賀の鞠はわが家では行なつたことがありませんので、故実をお話することはできません。但し、普通の老いぼれた人が行なう上鞠の様子がそれなのでしょう」と申しました。このように賀茂の人には蹴鞠の上手な人が多くて、御所で御鞠の会があるときにはどの天皇の御代にも参上して、上鞠の露払いを先ず賀茂の人つるはらが承ることになつていました。これにより御鞠会には飛鳥井・難波、御子左みこひだり、賀茂人と古い記録に共通に書かれているそうです。

二条院の御代の応保二（1162）閏二月二十一日に政平（家平の弟）が大田社の補宜から片岡社の祝になつて、年月が経つままに詠んだ歌が「千載集」の神祇部に入れられています。

さりともとたのみぞかくるゆふたすき

わがかた岡の神とおもへば

と詠んだのですが、神様の御感にお覚えがあつたのでしょうか、その後ほどなく補宜へと昇進したそうです。この事は「千載集」の詞書に書かれています。この人も代々の歌集に入れられました。

『社務記』高倉院御宇治承元年九月二十八日藤木禰宜重保（重継二男林岡本両家の遠祖也（24））權禰宜より神主に補らる歌人にて代々の勅撰に入たる也。（治承二年三月十五日）賀茂社歌合とて人々すすめて左右の歌人数多よめる（六十人）其内に源三位頼政、平家忠度など神前に参向あり、俊成卿判者にて勝負をわかつ給へるに、重保神主がうたに、

（君をいのる一本）

すへらきの願ひを空にみて給へ

わけいかつちの神ならば神

とよめりしが勝に定らる。後に千載集にぞ入られける。又元暦の比

（賀茂重保）後番の歌合、人々にすすめし時定家卿

忍べとやしらぬ昔の秋を経て

おなじかたみにのこる月影

とよみ給へるは秀歌にて人の口にある詠也云々。又月詣集（寿永元

年撰十二卷千二百首）と名つけて十二月に部をわかちて集をえらび

ける人也。

とお詠みになつたのは秀歌で、人々がよく詠み口ずさむ歌であると

のことです。また、「月詣集」（寿永元（1182）年撰 十二卷 千二百首）と名付けて十二月に部をわけて、それぞれの集に入れる歌を選んだ人でもあります。

高倉院の御代の治承元（1177）年九月二十八日、藤木禰宜重保（重継次男で林、岡本両家の遠祖である）が權禰宜から神主に任命されました。歌人であつて代々の天皇の勅撰集に歌が入れられています。治承二（1178）年三月十五日に賀茂社で歌合させがあつて、人々にすすめて左右に分かれた多くの歌人（六十人）が沢山の歌を詠んだその中に、源三位頼政や平家の忠度などが神前にお詣りしていましました。俊成卿が判者となつて勝負の判定をしましたが、重保神主の歌に、

（君をいのる一本）

すへらきの願ひを空にみて給へ

わけいかつちの神ならば神

と詠んだところ勝ちと判定されました。これは後に『千載集』に入

れられました。また、元暦の頃、後番の歌合で賀茂重保が人々に歌

をすすめた時に、定家卿が

忍べとやしらぬ昔の秋を経て

おなじかたみにのこる月影

順徳院御宇或記云『古今著聞集遊覽部』(25)、承元五年閏正月二日
のあした、日もおどろくばかり雪ふりつもりけるに、九条大納言参
内せられて、この雪は御覽すやと人々をいざなひて車よせに車さし
よせて別当の三位かうのすけ以下内侍たち引ぐしてやり出されけり。
中宮は后町よりいまだわたらせおはしまさねば中御門殿へやりよせ
て、

宮の女房へ車やりつづけて、大内右近馬場賀茂のかたさまへあくが
れゆかれけり。大納言直衣にて騎馬せられたりけり。さらぬ人々も
或は直衣或は東帯にて六位までともなひたりけり。賀茂神主幸平(家
平三男鳥居神主)、狩装束して車のともにまいれり、むかしはかかる
雪には馬に鞍置まうけてこそ侍りしに今はかやうの事たえて侍つる
に、めつらしくやさしく候ものかなとて、わかき氐人どもおなしく
狩装束して各々鷹手にすへてかんたち(神館)のかたへ御ともつ
かうまつりて、雪の中の鷹狩して御覽せさす。道すがらと興ある
事どもありけり。宮の女房、内女房いひかわしつつやさしき事ども
おほく侍けり。後朝に大納言、宮の御方の按察殿のもとへ

この春はげにあることぞ思ひ出る

かはらぬ宿の雪をながめて

この春はげにあることぞ思ひ出る

かはらぬ宿の雪をながめて

順徳院の御代のある記録(古今著聞集遊覽部)によれば、承元
五(1211)年の閏正月二日の朝、人の日も驚くほどに雪が降り積も
りましたが、九条大納言は皇居に参内されて、この雪をどうぞ御覽
下さいませと人々を誘つて、車寄せに車をさし寄せて、別当の三位
の典侍以下の内侍たちを引き連れて外へ出されました。中宮は后町
(常寧殿)からまだお出ましにならないので、中御門殿へと車を進
めて、宮の女房へ車を進ませ、続けて大内から右近の馬場そして賀
茂の方面へと気のおもむくままに進み出られました。大納言は直衣
にて馬に乗つておられました。そうでない人々もあるいは直衣ある
いは東帯を着ていて、六位の人まで連れてこられました。賀茂神主幸
平(家平三男鳥居神主)は狩装束を着て車のお供に参りました。
昔はこのような雪の時には馬に鞍を置いていましたが、今はこのよ
うな事は絶えてしまつてゐるのに、珍しくもやさしい思いやりです
なあと若い氐人どもは上品な狩装束をして、各々鷹を鷹手に乗せて
神館の方へとお供致し、雪の中で鷹狩りなどをお目にかけました。
その道すがら大変興味のある事がいろいろありました。宮の女房や
内女房がたがいに言い交わしながら、風雅な事が数多くありました。

昔みし庭の雪とは思はねど

たがためならぬ宿ぞ恋しき

白雪のふればかひある世なれども

昔よいかに忘れわびぬる

堀川殿いそのかみふりにし事を返事に

萬代も雪つもるべき雲の上に

ただ思ひやれ秋のみや人

紅のうすやうにかきておなじき色のうすやうにてたてぶみして
所の衆をつかひにて、中宮の按察殿の局にさしおかせけるとぞ。

後堀河院の御時嘉禄元年八月十九日、季保若宮補宜（26）にな

さる、後に片岡補宜なり、歌人にて御歌合にも秀歌奉し故に補宜

になし給りぬといへり。『続拾遺第二十神祇』御土御門内大臣のい

まだ中納言なりし時、賀茂社に参詣ありけるついでに、榦の枝を
折て歌講ぜられる。後程へて賀茂季保がもとによみており給

し

ちはやふる神にたのみをかけ置し

榦の枝のをりぞわすれぬ

賀茂季保

神垣にいのり置てし榦葉の

ときはかきははかげなびくまで

その返し歌

神垣にいのり置きてし榦葉の

賀茂季保

返し

紅色の「うすよう」にこれを書いて、同じ色の「うすよう」で豎文に包んで、その所の衆を使いに出して、中宮の按察殿の局へ届けさせられました。

後堀河院の御代の嘉禄元（1225）年八月十五日に季保が若宮補宜に任命されました。その後に片岡補宜となりましたが、歌人であつて宮中の御歌合わせにも勝れた歌を奉つていたので、そのためには補宜にされたとの事です。御土御門内大臣がまだ中納言であつたとき、賀茂社に参詣されたとき、「榦の枝を折つて歌を講じられました。その後、しばらく経つて賀茂季保のもとへ歌を詠んで贈られました。

ちはやふる神にたのみをかけ置きし

榦の枝のをりぞわすれぬ

賀茂季保

神垣にいのり置きてし榦葉の

と続拾遺集に入られける。此外神主・補宜・貴布補・片岡以下の社職の人々あまたもらしつ。

亀山院御宇文永九年十月一日、或記云『吉続記（27）也』、賀茂社司ノ事有其沙汰、頭中將奉行也（吉田大納言経長卿也）、即於陣宣下、藤中納言着仗座予同可存知之由職事相触之間候ス床子、頭中將出陣宣下（中略）上卿仰正五位下賀茂県主某可シト為（28）其社補宜宣仰之後被下折紙（書宿紙社司次第転任也口宣紙様注左）聊披見之微唯シテ懷中退、又於床子召六位史盛廣、先仰第一之補任之仁（如上卿伺詞）之後下折紙、上卿起座

正五位下賀茂県主久世

可転片岡補宜

正五位下賀茂県主久政

可転片岡祝

從五位上賀茂県主能重

可転貴布補補宜

從五位上賀茂県主能季

可転貴布補祝

正五位下賀茂県主_{ひさよ}

片岡補宜に転ずべし

正五位下賀茂県主_{ひさまさ}

片岡祝に転ずべし

正五位下賀茂県主_{ひさまさ}

貴布補補宜に転ずべし

正五位下賀茂県主_{よしざえ}

ときはかきははかげなびくまで

として『続拾遺集』に入れられました。この他、神主、補宜、貴布補、片岡以下の社職の数多くの人々の歌は省略します。

（原文は漢文）ある記（『吉続記』なり）にいわく、亀山院の御時、文永九（1272）年十月一日、賀茂社司の事その沙汰ありて、頭中將

（吉田大納言経長卿なり）奉行なり。即ち陣において宣下す。藤中納言杖座に着きて 予め同じく存知すべきの由、職事相触れの間

床子に候す。頭中將は陣を出て宣下す。（中略）上卿は仰せられ正五位下賀茂県主某、その社の補宜となすべしと、仰せの後、折紙を下され（宿紙を書き社司の次第転任なり口宣紙様左に記す）、聊か之を披見し、微唯懷中して退く。また、床子において、六位史盛広を召し、まず、第一の輔任之仁を仰せられ（上卿の伺詞の如し）、その後、折紙を下し、上卿起座す。

従五位上賀茂県主延平

可転大田禰宜

貴布禰祝に転すべし
正五位上賀茂県主延平

従五位上賀茂県主遠久

可転大田祝

大田禰宜に転すべし
従五位上賀茂県主遠久

従五位下賀茂県主主平

可転若宮禰宜

若宮禰宜に転すべし
従五位下賀茂県主主平

従五位下賀茂県主景久

可転若宮祝

若宮祝に転すべし
従五位下賀茂県主景久

従五位下賀茂県主久幸

可転奈良禰宜

奈良禰宜に転すべし
従五位下賀茂県主久幸

従五位下賀茂県主能兼

可転奈良祝

奈良祝に転すべし
従五位下賀茂県主能兼

従五位下賀茂県主久忠

可任澤田禰宜 (29)

澤田禰宜に任すべし
従五位下賀茂県主久忠

(為字常事歟任字不可然 以上吉続記ニ見ユコノ書入
モ本書ニアル也)

『社務記』後宇多院御宇弘安九年三月、前神主氏久神主に再任(是

ユコノ書キ入レモ本書ニアルナリ)

神主再任初例也)其宣旨云

(或記云)弘安九年三月十六日 宣旨 (30)

後宇多院の御代の弘安九(1286)年三月、前神主の氏久が神主に
再任(ハ)れは神主再任の初例なり。その眞跡と云ふ。或る記に云ふ。

弘安九(1286)年三月十六日 宣旨

正四位上賀茂県主氏久

如旧宜為賀茂別雷社神主

正四位上賀茂県主氏久

旧の如く宜しく賀茂別雷社神主となすべし

藏人頭治部卿平信輔 奉

頭藏人治部卿平信輔 奉

(一本ニ此氏久神主は実は後鳥羽上皇の皇子にておはしけるを、御遠島の後久しく神主能久が許に御童形にて氏王と申ておはしましける、御年の程も漸く人ならせ給ひし比かの嶋より永く大明神につかへ奉らせ給へとて御首服の事など仰られて、忝くも氏久と名乗給ふ、是より以前花山院皇子と宮つかへなされし例なるべし、先年神主たりしが又再任なりぬ、歌人にて数多集に入られけるトアリ)

弘安九年六月十五日 宣旨 (31)

賀茂澤田社祝從五位下賀茂県主重夏

可転別雷社権祝

從五位下賀茂県主種久可為澤田社祝

藏人頭 右同人 奉

弘安九年六月十五日 宣旨 (32)

正四位下賀茂県主久世

可為賀茂別雷社神主

弘安九年十一月二十一日 宣旨

正四位下賀茂県主久世

賀茂別雷社神主となすべし

従四位上賀茂県主久政

可為同補宜

従五位上賀茂県主經久

可為同權補宜

正五位下賀茂県主能季

可為片岡補宜

正五位下賀茂県主延平

可為同祝

正五位下賀茂県主遠久

可為貴布補補宜

従五位上賀茂県主景久

可為同祝

従五位下賀茂県主能秀

可為大田補宜

従五位下賀茂県主久忠

可為同祝

従五位下賀茂県主久道

可為若宮補宜

従五位下賀茂県主久宗

可為同祝

従四位上賀茂県主久政

同じく補宜となすべし

従五位上賀茂県主經久

同じく權補宜となすべし

正五位下賀茂県主能季

片岡補宜となすべし

正五位下賀茂県主延平

同じく祝となすべし

正五位下賀茂県主遠久

貴布補補宜となすべし

従五位上賀茂県主景久

同じく祝となすべし

従五位下賀茂県主能秀

大田補宜となすべし

従五位下賀茂県主久忠

同じく祝となすべし

従五位下賀茂県主久道

若宮補宜となすべし

従五位下賀茂県主久宗

同じく祝となすべし

従五位下賀茂県主康基

可為奈良禰宜

従六位上賀茂県主忠久

可為同祝

藏人頭左京大夫平信輔 奉

獻上
宣旨

賀茂社司転任事

右宣旨獻上如件

十一月二十一日 左京大夫信輔 奉

久世神主（33）者氏久之男也、歌人ニテ多ク入勅撰之集和歌之中詠

社頭花歌

神がきに咲そふ花をみてもまづ

風おさまれと世をいのる哉

同年十一月二十四日 宣旨

従五位下賀茂県主保光

宜為澤田禰宜

職事 同前 奉

獻上
宣旨

従五位下賀茂県主康基

奈良禰宜となすべし

従六位上賀茂県主忠久

同じく祝となすべし

藏人頭 左京大夫信輔 奉

獻上
宣旨

賀茂社司転任の事

右宣旨の獻上件の如し

十二月二十一日 左京大夫信輔 奉

久世神主は氏久の男なり。歌人にて多くが勅撰の集に入る。和歌の

うち社頭の花を詠じた歌

神がきに咲そふ花をみてもまづ

風おさまれと世をいのる哉

同年十一月二十四日 宣旨

従五位下賀茂県主保光

宜しく澤田禰宜となすべし

職事 同前 奉

獻上

從五位下賀茂縣主保光可為澤田禰宜事

宣旨

右宣旨可令下知給之狀如件

十二月二十四日 職事同前 奉

謹上 土御門中納言殿

『社務記』同年十月十一日神主氏久從三位（作者部類）に叙せらる、

『當社務記』是諸社の祠官上階のはしめ也云々、此氏久歌人也、集

に入たる歌多し。

『社務記』伏見院御宇正応六年二月二十三日井関経久（氏久四男）

神主に補せらる（34）。此神主歌人也集に入事おほし、新後撰集（第十七雜）に述懷の心を

神山にその名をかけよ二葉草

三のくらゐのあとをたづねて

とよめるを入れける。

『親長卿記』（35）或記云、文明八年十一月二十四日（36）、正四位

下賀茂繼平縣主宜為賀茂別雷社權禰宜、正五位下賀茂重則如元宜為

同社權祝、從四位上賀茂棟久縣主宜為片岡社禰宜、從五位下賀茂諸平宜為同社祝、從五位下賀茂諸久宜為貴布禰禰宜、

或記『親長卿記』に云う、文明八（1476）年十一月二十四日正四位下賀茂繼平縣主、宜しく賀茂別雷社權禰宜となすべし、正五位下賀茂重則、元の如く宜しく同社權祝となすべし、從四位上賀茂棟久縣主、宜しく片岡社禰宜となすべし、從五位下賀茂諸平、宜しく同社祝となすべし、從五位下賀茂諸久、宜しく貴布禰禰宜となすべし、

從五位下賀茂縣主保光を澤田社禰宜と為すべき事、
右宣旨下知せしめ給ふべきの状件の如し

十二月二十四日 職事は前と同じ 奉

謹上 土御門中納言殿

同年十月十一日に神主氏久が從三位に叙せられました。これは諸社の祠官の中では殿上人の最初であつたそうです。この氏久は歌人としても有名で、勅撰集に入つた歌も数多くあります。

伏見院の御代の正応六（1293）年二月二十三日に井関経久（氏久四男）が神主に任命されました。この神主も歌人であつて、勅撰集に入れられた歌も多く、「新後撰集」（第十七の雜）に述懐の心を

神山にその名をかけよ二葉草

三のくらゐのあとをたづねて

と詠んだのが入れられました。

以上可令宣下給之由仰所候也 謹言

十二月二十四日

藏人辨殿

『同上』文明十年四月四日、賀茂社務職事貞久県主（森益久男）可
存知之由雖及再往之御問答、諸神領等、就違乱堅ク歎キ申間未定候、
然者今日氏神祭神事先為一社加談合、社司氏人等可致無為ノ沙汰之
由可被下知之由被仰下候也、謹言

四月四日 親長（37）

藏人辨殿

『同上』賀茂別雷社權補宜賀茂繼平県主宜転任權宜、祠官等次第転
任事任例可存知之由可令下知之由被仰下候也 謹言

四月七日（38）

藏人辨殿

賀茂別雷社權補宜賀茂繼平^{つぐひら}県主、宜しく權宜に転任すべし。祠官
等次第転任の事例に任せ、存知すべきの由、下知せしむべきの由、
仰せ下され候なり。謹言

四月七日

藏人辨殿

以上宣下せしめ給ふべきの由、仰せの所候なり。

謹言

十二月二十四日

藏人弁殿

文明十（1478）年四月四日、賀茂社務職事貞久県主（森益久の男）
存知すべきの由、再任の御問答に及ぶといえども、諸神領等違乱に
就き堅く歎き申す間未定に候。然るは今日氏神祭神事は先に一社と
なし、談合を加え社司氏人等無為の沙汰に致すべきの由、下知され
るべくの由仰せ下され候なり。謹言

四月四日 親長（ちかなか）

藏人弁殿

『同上』賀茂別雷社權補宜賀茂繼平県主宜転任權宜、祠官等次第転
任事任例可存知之由可令下知之由被仰下候也 謹言

藏人弁殿

『同上』当社々官次第転任事例可被存知之由可申旨候 恐々謹言

当社々官次第転任の事例に任せ、存知されるべきの由申すべき旨に

文明十二年四月十三日

親繼 判

文明十二（1480）年四月十三日

賀茂神主殿

親繼 判

『同上』文明十二年二月二十九日記云（39）

文明十二（1480）年四月十三日

賀茂神主殿

當社社務（継平）職事辭退事間被仰正補宜諸平県主之處、是又俄事
難叶之由堅歎申候、此上一社一同加評議可致無為之沙汰候歟、不然
者被略神事歟、各可被存知之由被仰出之旨可申旨候也 恐々謹言

文明十一（1480）年二月二十九日の日記に曰く。

當社社務（継平）職事辭退の事間、正補宜諸平県主を仰せらるの處、
是また俄かの事、叶え難くの由堅く歎き申し候。此上一社一同評議
を加え、無為の沙汰に致すべき候か。然らずば神事を略されるか、
おのおの存知されるべきの由仰せ出さる旨申すべき旨に候なり。

賀茂一社 御中

『同上』正四位下賀茂夏久県主（松下季久一男棟久ノ父）如旧宜為
賀茂別雷社神主、可令宣下給之由被仰下候也 謹言

二月二十九日

親繼 判

二月二十九日

親繼 判

藏人辨殿

賀茂一社 御中

正四位下賀茂夏久県主（松下季久の一男棟久の父）、旧の如く宜し
く賀茂別雷社神主となすべしを宣下せしめ給うべきの由仰せ下され
候なり。謹言

文明十二（1480）年八月二十四日

親長 判

藏人弁殿

『同上』文明十二年賀茂權祝重則県主可被止官職候可令下知給之由
被仰下候也

謹言

九月十七日

親長

藏人辨殿

『同上』同十三年一月二十五日從四位下諸平県主可為賀茂別雷神主
之宣下也（此諸平者明応之歌会之時被入人数也） 賀茂社務職事及
闕如候可存知之由可被仰付繼平県主之由被仰下候也 謹言

十月二十四日

藏人辨殿

『同上』当社社務（諸平）職事就辭退之儀被仰正補宜（棟久歟）宜

処、是又堅辭退申候、猶重被仰出者可辭官職之由申候間、繼平県主

可還補之由被仰出候処、是又猶雖申故障之趣堅被仰下候、就テハ其

神事已無余日之上者可被致無為之沙汰之由被仰出候之旨也 恐々謹

言

文明十五年十月二十七日 親継 判

賀茂一社 御中

文明十二（1480）年賀茂權祝重則県主、官職を止められるべく下知
せしめ給うべくの由、仰せ下され候なり。謹言

九月十七日

親長

藏人弁殿

文明十三（1481）年一月二十五日、從四位下諸平県主、賀茂別雷神
主となすべしの宣下なり。（この諸平は明応の歌合せの時、人数に入
れられたり）賀茂社務職事は闕如に及び候を存知すべくの由、繼平県
主に仰せ付けられるべきの由仰せ下され候なり。謹言

十月二十四日

藏人弁殿

『同上』

當社社務（諸平）辭退の儀につき正補宜（棟久歟）に仰せら
れし處、これまた堅く辭退申し候。なお重ねて仰せ出されしは官職

を辭するべしの由申し候間、繼平県主に還補すべしの由仰せ出され
候処、これまたなお故障の趣を申すと云えども堅く仰せ下され候。

つきては其の神事に己に余日無きの上は無為の沙汰と致さるべきの
由仰せいだされし候の旨なり。恐々謹言

文明十五（1483）年十月二十七日 親継 判

賀茂一社 御中

『同上』從四位上賀茂繼平縣主如旧宜為賀茂別雷社神主旨可令宣下
給之由被仰出候也

謹言

文明十五年十月二十七日

藏人辨殿

『同上』治部少輔重秋權祝事可存知之由被仰出之處堅故障申候間、
就其先為其代年始以下神事不闕怠之様可存知之由被仰付了、其旨可
令存知給之由可申旨候

恐々謹言

十二月二十五日

親長

賀茂神主殿

『同上』就權祝職闕可拝重秋之由雖被仰付難渉之由堅歎申候間被指
置候處、往来田下地可勘落候云々、何様之仔細候哉以外之次第候、
不可致疎骨之沙汰之様堅被仰出之旨可申旨候

恐々謹言（コレ古ハ
往来田ヲ帶シ候而社司ノ補任之例也）

二月四日

親繼判

賀茂神主殿

權祝の職の欠につき、重秋拝すべきの由、仰せ付けらるといえど
も難渉の由を堅く歎き申し候間、指し置かれ候處、往来田下地勘落
すべく候云々。何様の仔細の候かな、以外の次第に候。疎骨の沙汰
と致すべからずの様、堅く仰せ出さるの旨申すべきの旨に候。恐々
謹言（コレ古は往来田を帶し候て、社司の補任の例なり）

二月四日

親繼判

賀茂神主殿

治部小輔重秋權祝」と、存知すべきの由仰せ出されるの處、堅く
故障を申し候間、それに就きて、先に其の代およこを為し、年始以下の神
事を闕怠せずの様、存知すべきの由、仰せつけられおわんぬ。その
旨存知せしめ給うべきの由申すべき旨に候。恐々謹言

十二月二十五日

親長

賀茂神主殿

從四位上賀茂繼平縣主、旧の如く宜しく賀茂別雷社神主と為すべ
きの旨宣下せしめ給うべきの由、仰せ出され候なり。謹言

文明十五年（1483）十月二十七日

藏人弁殿

『同上』貴布禰両官申就計会辭退當職云々、神事已遲々之處、可闕御祈禱之條太ダ以不可然、就中被宛由良庄公用之處、代官難渋云々、年貢令ハ無沙汰者彌久県主以他足可致其沙汰歟、一社一同加談合、云神事云御祈禱不御事闕之様可被致其沙汰之由可申旨候 恐々謹言

文明十五年三月二十七日 (42)

親繼

賀茂神主殿

『同上』貴布禰司競馬会神事依無足辭申當職ヲ事、已ニ無余日事

候間、可為如何様哉、為一社可被致無為之沙汰之由可申旨候 恐々

謹言

文明十五年五月十三日 (43)

親繼

賀茂神主殿

氏人中同可被仰遣之由也

『同上』正四位上賀茂貞久県主宜任左京大夫可令宣下給之由被仰下

候也

謹言

五月一十三日

氏人中同じく仰遣されるべきの由なり

正四位上賀茂貞久県主、宜しく左京大夫に任すべく宣下されるべきの由、仰せ下され候なり。謹言

五月一十三日

藏人辨殿

藏人辨殿

貴布禰両官申す。計会に就き当職を辞退す云々。神事は已に遅々の處、御祈禱を欠ぐべしの条太はだ以て然るべからず。就中、由良の庄公用に宛てられし處、代官難渋云々。年貢無沙汰せしめるは弥久県主他足を以て其の沙汰を致すべきか。一社一同談合を加え、神事と云い御祈禱と云い御事を欠かさざる様其の沙汰を致されんべきの由、申すべき旨に候。恐々謹言

文明十五 (1483) 年三月二十七日

親繼

賀茂神主殿

貴布禰の司どる、競馬会神事、無足に依り當職を辞申す事、すでに余日は無き事に候間、如何様に為すべく候かな。一社の為に無為之沙汰を致さるべきの由申すべき旨に候。恐々謹言

文明十五 (1483) 年五月十三日

親繼

賀茂神主殿

氏人中同じく仰遣されるべきの由なり

正四位上賀茂貞久県主、宜しく左京大夫に任すべく宣下されるべきの由、仰せ下され候なり。謹言

正四位下賀茂継平宜叙正四位上可令宣下給之由被仰下候也 謹言

十二月二十五日

親繼（44）

正四位下賀茂継平、正四位上に叙せらる宣し宣下せしめ給うべき
の由、仰せ下され候なり。謹言

十二月二十五日

親繼

藏人左少辨殿 氏人 鴨長久三河守

同長興美作守

賀茂成顯豊後守

可被遊遣口宣案候也

『同上』從五位下賀茂諸久可為新宮補宜可令宣下給之由被仰下候也

謹言

長享二年六月二十一日（45） 親長

謹言

藏人左少辨殿

『同上』正四位下（上）賀茂貞久県主宜叙從三位可令宣下給之由被

仰下候也

親長

十二月十九日

親長

藏人左少辨殿

『同上』正四位下賀茂棟久県主（松下夏久一男）宜叙從三位可令宣

べきの由、仰せ下され候なり。謹言

下給之由被仰下候也 謹言

十二月十九日（46）

親長

藏人左少辨殿

正四位下賀茂棟久県主（松下夏久一男）宜しく從三位に叙すべく、

鴨長久（氏人）三河守

同長興美作守

賀茂成顯豊後守

口宣案を遣わし遊ばされるべく候なり。

從五位下賀茂諸久、新宮補宜となすべく宣下せしめ給うべきの由、

仰せ下され候なり。謹言

長享二年（1488）六月二十一日 親長

親長

藏人左小弁殿

正四位下賀茂貞久県主、宜しく從三位に叙すべく宣下せしめ給う

べきの由、仰せ下され候なり。謹言

十二月十九日

親長

藏人左小弁殿

この棟久は三位氏久神主の後胤にて後鳥羽法皇の尊影御宸筆など相
伝しけるを譲状に永代つたへよと書て奥に一首よみおける歌

宣下せしめ給うべきの由仰せ下され候なり。謹言
十一月十九日 親長

かくてよも絶ははてじと頼む哉

藏人左小弁殿

君かゆかりの宿のしるしに

この棟久は三位氏久神主の後胤であつて、後鳥羽法皇の尊影や御宸
筆などを代々相伝しているのを末の代まで伝えて行くようとに書い
て、その奥に一首詠んだ歌

『同上』正四位上賀茂繼平県主宜叙從三位可令宣下給之由被仰下候
也 謹言

かくてよも絶えははてじと頼む哉

藏人左少辨殿

同三年三月朔日

親長

藏人左少辨殿

『同上』從五位下賀茂保平宜叙從五位上、從五位上賀茂保平可任民
部大輔可令宣下給之由被仰下候也 謹言

正四位上賀茂繼平県主を宜しく從三位に叙すべく宣下せしめ給う
べきの由、仰せ下され候なり。謹言

五月三日

親長

同三年（1488）三月朔日

親長

藏人左少辨殿

『同上』從五位下賀茂重秋宜為賀茂別雷社權祝（氏人ヨリ直ニ補治

部少輔也）、從五位下賀茂重益宜為澤田社祝、以上可令宣下給之由被
仰下候也 謹言

正徳六年二月一日（

五月三日

親長

藏人左少辨殿

從五位下 賀茂保平を宜しく從五位上に叙すべし、從五位上賀茂
保平を民部大輔に任すべく、宣下せしめ給うべきの由、仰せ下され
候なり。謹言

五月三日

親長

藏人左小弁殿

『同上』從五位上賀茂社權祝重秋宜転祝（正祝重則解官替也）、從五位下賀茂重賢（重秋子也）宜為澤田社祝、以上可令宣下給之由被仰下候也 謹言

六月十二日

藏人左少辨殿

此時節以後 (47) (48) 本社五官之内大概無闕事云々、末社之禰

宜者隨時片岡、貴布禰兩社一職宛有無之事不定也、但位階者社司氏人申來候、神主上職者三位如先例也 (49)、逐一不能注進候

當時社司二十一人 (50)

本社 神主從四位下 岡本宮内少輔保可

(後神主) 禰宜正五位下

松下民部大輔順久

祝 從四位下 林主馬首重豊

藏人左小弁殿

從五位上賀茂社權祝重秋宜しく祝に転ずべし、(正祝重則解官の替なり) 從五位下賀茂重賢（重秋の子なり）宜しく澤田社祝と為すべし、以上宣下せしめ給うべきの由、仰せ下され候なり。謹言

六月十二日

藏人左小弁殿

當時社司二十一人

藏人左少辨殿

此の時節以後、本社の五官之内には大概欠事無しと云々、末社の禰宜は時に隨い片岡、貴布禰兩社の一職ずつ有無の事定まらざるなり。但し、位階の事は社司氏人申し來り候、神主上職は三位で先例の如くなり。逐一注進は能わず候

當時の社司二十一人

本社 神主從四位下 岡本宮内少輔保可

禰宜正五位下 松下民部大輔順久 (後神主)

祝從四位下 林主馬首重豊

從五位下賀茂重秋（氏人より直ちに治部少輔に補さるなり）宜しく賀茂別雷社權祝と為すべし、從五位下賀茂重益、宜しく澤田社祝となすべし、以下宣下せしめ給うべきの由仰せ下され候なり。謹言

(正徳) 六月一日

藏人左小弁殿

（後神主） 権 櫛宜從四位上	森右京權大夫維久
（後神主） 権 祝從四位下	森右京權大夫維久
片岡社	大池大藏少輔重榮
櫛宜正五位下	鳥居大路大膳大夫順平
（後神主） 祝 從四位下	梅辻主計 職久
貴布櫛社	（後神主） 櫛宜從四位下 富野左京大夫就久
（後神主） 櫛宜從五位上	岡本新吉保喬
新宮社	藤木但馬守宣直
祝 正五位下	藤木兵部少輔和久
大田社	西池備中守季周
櫛宜從四位下	芝式部少輔清雄
祝 從四位下	西池左兵衛氏徳
若宮社	山本左京亮季村
櫛宜從四位上	南大路大膳亮英顯
祝 正五位下	梅蔭大炊頭氏持
澤田社	山本三河守兼益
祝 從四位下	南大路大膳亮英顯
櫛宜從四位下	梅蔭大炊頭氏持
祝 正五位下	山本三河守兼益
氏神社	岡本民部權大輔保家
櫛宜從五位上	藤木主計允朝顯
祝 正五位下	藤木刑部大輔佐直

（後神主） 権 櫛宜從四位上	森右京權大夫維久
（後神主） 権 祝從四位下	森右京權大夫維久
片岡社	大池大藏少輔重榮
櫛宜正五位下	鳥居大路大膳大夫順平
（後神主） 祝 從四位下	梅辻主計 職久
貴布櫛社	（後神主） 櫛宜從四位下 富野左京大夫就久
（後神主） 櫛宜從五位上	岡本新吉保喬
新宮社	藤木但馬守宣直
祝 正五位下	藤木兵部少輔和久
大田社	西池備中守季周
櫛宜從四位下	芝式部少輔清雄
祝 從四位下	西池左兵衛氏徳
若宮社	山本左京亮季村
櫛宜從四位上	南大路大膳亮英顯
祝 正五位下	梅蔭大炊頭氏持
澤田社	山本三河守兼益
祝 從四位下	南大路大膳亮英顯
櫛宜從四位下	梅蔭大炊頭氏持
祝 正五位下	山本三河守兼益
氏神社	岡本民部權大輔保家
櫛宜從五位上	藤木主計允朝顯
祝 正五位下	藤木刑部大輔佐直

右廿一官之社司皆以テ、勅宣を蒙り（51）昔より次第転任の社法にて（52）、最末氏神社の社職には氏人より新補せられ候、將又社職領の田地も其社職に付て（53）其職になり候へば其人所務いたし神役勤例ニ候。大方他国にて寄られたる神領は社司の預り所納仕たる（54）と社記に見えて候。然に諸国の社領落行候てより社職をかけて神役勤儀難堪候えば

右の二十一人の社司は皆が勅宣によつて任命され、昔から次第転任の神社の規則に従つて転任していましたが、最後の氏神社の場合は氏人から新しく任命されていました。はたまた、社職領の田地も、その社職についているものであり、その職に就任する人がそこを所有して神役を勤めることになつていきました。大方、山城の国以外で当社に寄進された神領は社司の預かり所が管理収納したと社記に書かれています。しかし、諸国の社領が次第に失われてきてから、社職として神役を勤めるのが難しくなりましたので、

年久しく末社の社司は闕職（55）に成行候故代官と号して年ごとに五人づつ氏人替り替り、神前の役儀勤來りて候、然るに御當代寛文四年に社司氏人の申分和睦仰付させられ、忝も金子八百五十両拝領仕り、社領の中に買得田有之候を買もとし社職料に被付下（56）、並社中の諸職社司氏人評議をいたし、双方立合月奉行を相定て平均に可相守之旨御裁許状をなし被下、一社一同ありがたき御再興と忝奉悦、万歳を唱申御事候（57）。

氏人百四十人（口）社職に未補候賀茂氏社司の子以下皆氏人と称し候也

右百四十人の氏人者年齢次第往来田を帶し、神事祭礼の神役等社司に相次で勤來り候、神前の結番（毎日五人ヅツ）昼夜懈怠なく勤申候、此外幼年之社司の子以下無足の氏人（往来田未給ノ人）数多御座候、此氏人いづれも位階五位より四品になし被下候（59）、當社祠官も氏人も或は京官八省の内或は受領等を兼官拝任し（60）來例口宣等社記に分明に御座候、

（上欄注 正保二年書上ヶ、社家分家数二百七十五軒、人数 男五百九十四人、女五百四十九人）

補注（1）

かなり以前から末社の社司は欠職となりましたので、代官と称して毎年五人ずつ氏人が代わる代わる神前の役儀を勤めてきました。しかしながら、御当代の寛文四年に社司氏人の間の訴訟が和睦するよう仰せつけられて、まことに忝ないことに金子八百五十両を頂戴致しまして、社領の中に買得田があつたので買い戻して、社職料に付け下され、ならびに社中のいろいろな職にある社司や氏人が相談致し、社司と氏人の双方の立ち会いで月奉行を決めて、平均に相守るべき旨を書いた御裁許状をお作り下され、一社一同は有難き御再興であると忝なく悦び奉り、万歳を唱えた御事でございました。氏人百四十人（まだ社職に補任されていない賀茂氏の社司の子以下の皆を氏人と称しています。）

右に書いた百四十人は年齢の順に往来田を与えられ、神事や祭礼の時の神役など、社司に次いで勤めしてきました。神前の結番（毎日五人づつ）は昼も夜も怠る事なく勤めてきました。

その他、社司の幼い子以外に無足の氏人（往来田をまだ給されていない人）が数多くいます。これらの氏人はいづれも位階は五位から四位に任じて頂いています。当社の祠官も氏人も、あるいは京官八省の内の諸役、あるいは受領などの兼官に任じられてきた例は、口宣などの社記によつて明らかです。ある御記（『季通延宝七年記』に引く、三条西道遼院口説抄）によれば、

或御記（季通延宝七年記二引三条西道遙院口説抄）に賀茂日吉の社家は諸大夫の一列（61）とみえて候

賀茂と日吉の社家は諸大夫の一列と書かれています。

諸役人	(此外 木船御師一人 大田御師一人 神師一人)	代官 五人	精進頭 五人
忌子 氏女一人	神子 同八人	忌子 (氏女一人)	神子 (同八人)
御服女郎 同五人	御秣女郎 同一人	御服女郎 (同五人)	御秣女郎 (同一人)
贊殿別当 一人	御前預 一人	贊殿別当 (一人)	御前預 (一人)
雅樂役 一人	河上郷司 一人	雅樂役 (二人)	河上郷司 (二人)
大宮郷司 一人	小山郷司 一人	大宮郷司 (二人)	小山郷司 (二人)
中村郷司 一人	岡本郷司 一人 (一本小野郷司也)	中村郷司 (一人)	岡本郷司 (一人) (一本小野郷司なり)
田所奉行 五人	侍所所司 一人	田所奉行 (五人)	侍所所司 (二人)
目代 一人	棚所 一人	目代 (二人)	棚所 (二人)
御服所 一人	御馬別當 一人	御服所 (二人)	御馬別當 (二人)
落田奉行 一人	作所奉行 一人	落田奉行 (二人)	作所奉行 (二人)
山奉行 一人	河奉行 一人	山奉行 (二人)	河奉行 (二人)
山守 五人	収納奉行 二人	山守 (五人)	収納奉行 (二人)
陰陽寮 一人	河口絵師 一人	陰陽寮 (一人)	河口絵師 (一人)

以上社役今氏人中兼役也

伶人樂頭 二人外七人

刀補 (下役人) 四十二人 白衣

田口膳部 一人 青侍
神人 (下役人以下同) 四十二人

下役人

伶人樂頭 (二人他七人)

田口膳部 (一人 青侍)

刀補 (四十二人 白衣)

神人 (四十二人 黃衣)

下役人以下同

矢刀補 一人 黃衣

供御所 一人 黃衣

矢刀補 (二人 黃衣)

供御所 (二人)

小目代 一人 白衣

小預 一人

小目代 (一人 白衣)

小預 (一人)

松行事 二人

土器師 深草石見五郎様器以
上八人

松行事 (二人)

土器師 (深草石見五郎様器
以上八人)

神夫 一人

大炊 一人

神夫 (一人)

大炊 (一人)

山代 一人

出納 三人

山代 (一人)

出納 (三人)

五郷圖師 五人

六郷小使 六人

五郷圖師 (五人)

六郷小使 (六人)

御馬先生 一人

湯屋翁士 二人

御馬先生 (一人)

湯屋翁士 (二人)

鍛冶 二人

番匠 四人 長五人

鍛冶 (二人)

番匠 (四人 長五人)

檜物師 一人

木守 二人

檜物師 (一人)

木守 (二人)

觸使 二人

神前所々下番 四人

觸使 (二人)

神前所々下番 (四人)

賀茂聖神寺看坊 一人

貴布補社毎日參詣 一人 (賀
茂社家也)

賀茂聖神寺看坊 (一人)

貴布補社毎日參詣 (一人)
(賀茂社家なり)

貴布補端社神子 一人 (自賀茂

田口膳部 一人 青侍

神人 (四十二人 黃衣)

神人 (四十二人 黃衣)

田口膳部 (一人 青侍)

置之 (賀茂よりこれを置く)

同不動堂看坊 一人

同不動堂看坊 一人

以上の社役は今は氏人の兼役となっています。

同奥社護摩堂看坊一人 同奥端下番二ヶ所 四人（谷之者共勤之）
賀茂供僧廿一人（此外非衆有之但供入之時以神主補任令初入之

社例也）

同奥社護摩堂看坊（一人） 同奥端下番二ヶ所（四人）

（谷の者どもこれを勤む）

賀茂供僧（二十一人） 同中方三綱（三人）

（この他非衆これあり、但し供入の時神主補任を以て初めてこれを入らしむの社例なり）

承仕三人 専當四人

承仕（三人） 専當（四人）

右貴布禰谷之在家人者六十余人（62）、年中自賀茂奉獻之神供辛櫃昇運之、常神庭ノ掃除下番並小破之御修理自賀茂勤之時、夫役等勤之外於神役者從昔勤ル事無御座候、然近年驕輩不隨賀茂下知、故寛文四年忝被遂御裁断、双方以同御文言御裁断状被成下、末社之旧法相立、賀茂社家中難有忝奉存御事御座候。

其御裁許状之御文言（63）

覚（64）

一 貴布禰者從往古為賀茂之摶社之由旧記相見、其上賀茂之社人致所持候証文歷然候上者、彌々如先規可受賀茂之支配事

其の御裁許状の御文言

其通事

一、貴布禰は往古より賀茂の摶社と為すの由が旧記にも相見え、其の上賀茂の社人の所持致し候証文も歷然たる候上は、弥々先規の如く賀茂の支配を受けるべき事。

一、貴布禰の年中神事祭礼神供修理等は賀茂より勤め來たる由は紛れも無く候条は彌々その通りに為すべき事。

一 従賀茂相勤神事祭礼之外貴布補之者為私不可備神供事

一 貴布補社散錢幣物等從賀茂支配可仕事

一 札牛王從賀茂沙汰之外貴布補之者為私不可調出事

一 従賀茂參向ノ神事執行之時、貴布補之者共如先規役儀等可勤之事
事 日供辛櫛両官ノ装束沓等谷神人持運供也

一 貴布補之神殿拝殿並從賀茂之番所へ谷之者無免許而不可濫昇ル
事

一 貴布補谷山之儀、南者限梶取明神、北者奥御前後山、如先々自

賀茂支配可仕、但貴布補之神社於有所用者社家中以相談可伐之、
為私用一切不可伐之、山之物成於有之者右之社ノ神用ニ可仕事

一 従奥社之後山至芹生峠如有來賀茂江役米役錢を出し（壹石二斗
壹貫五百文也）、貴布補之者支配可仕。但屋作用木等伐候時者賀
茂江相断リ可受差図事

一 貴布補之者共近年從吉田補任状取之、烏帽子狩衣着之儀不届ニ
候、自今以後停止之事

（上欄注 此間凡千二百四十五間、町ニテ廿町半拾五間此間ヲ役錢
山ト申）

一 奥社の後山より芹生峠に至るまで、有来たりの如く賀茂へ役米
役錢（一石二斗 一貫五百文）を出し、貴布補の者が支配仕る
べし。ただし、屋作用の木など伐り候時は賀茂へ相断り差図を
受くべき事。

一 貴布補の者共、近年吉田より補任状これを取り、烏帽子狩衣

一、賀茂より相勤めたる神事祭礼の他に貴布補の者が私の為に神供
を備うべからざる事。

一、貴布補社散錢幣物等は賀茂より支配仕るべき事。

一、札牛王は賀茂よりの沙汰の他は、貴布補の者が私の為に調出す
べからざる事。

一、賀茂より參向の神事の執行の時、貴布補の者共は先規の如く役
儀等を勤めるべき事。（日供辛櫛両官の装束や沓など谷の神人が
持ち運び供する也）

一、貴布補の神殿、拝殿ならびに賀茂よりの番所へ、谷の者は免許
なくしてみだりに昇るべからざる事。

一、貴布補谷の山の儀、南は梶取明神に限り、北は奥御前後山に限
る。先々の如く賀茂より支配仕るべし。ただし、貴布補の神社
が所用あるにおいては、社家中相談を以てこれを伐るべし。私
用の為は一切これを伐るべからず。山の物成りこれあるにおい
ては右の社の神用に仕るべき事。

付貴布補之者十人向後立烏帽子布之黃衣免許之、但以賀茂小司相達神主出許状之後可着之事（上欄注 按京都所司代有故ハバカリテ小司ト書改タルカ）

一 貴布補之者共相背先例依不隨賀茂、先年賀茂之社家中より板倉周防守江訴之處、貴布補之者共不届令落着及籠舍候畢、然ル处分近年違背先ノ裁許之条其科不輕候間亦令籠舍候事

右条々今度依賀茂貴布補相訴之、糾明之上令裁許畢、永可守此旨、若於違犯者可為曲事者也

寛文四年六月四日

甲斐 御印判

河内 同

候事。

右の条々今度賀茂より貴布補これを相訴え、糾明の上裁許せしめおわんぬ。永くこの旨を守るべし。もし違犯においては曲事となすべき者なり。

寛文四年六月四日

甲斐 御印判

賀茂社家中

（阿部豊後守忠秋、稻葉美濃守正則、久世大和守廣久之寺社奉行併
井上河内守正利、加賀爪甲斐守真澄）

大和 同
美濃 同
豊後 同

を着すの儀不届きに候。今より以後停止の事。
付、着布補の者十人、向後立烏帽子布の黃衣これを免許す。

但し、賀茂の小司を以て神主に相達し許状を出すの後、これを着すべき事。（上欄注 案するに、京都所司代あるが故に、はばかりて小司と書き改めたるか）

一、貴布補の者共が先例に相背し賀茂に隨わざるに依り、先年賀茂の社家中より板倉周防守へこれを訴えたる處、貴布補の者共の不届きに落着せしめ籠舍に及び候ておわんぬ。然る處、近年先の裁許への違背せる条、其の科軽からず候間、また籠舍せしめ候事。

賀茂御裁許状之写

覚

賀茂御裁許状の写し

賀茂社家中

河内 同
大和 同
美濃 同
豊後 同

覚

- 一、御造営訴訟之儀社司江無相談氏人罷出候儀不届候、向後社司氏人以相談一同可申上事
- 一、神事祭礼修理等入用之儀社司中古來雖不勤之、向後者一同役儀可勤仕事
- 一、恒例御祈祷之儀可為如有來、但於森所正・五・九月御祈祷之節者自分可相勤之事
- 一、一社一同臨時御祈祷之節卷數御祓一社一同調之、神主持參可指上之事
- 一、御朱印被成下候宛所社家中と有之儀、總而神社奉仕之輩上下共可為社家之條、御朱印之儀社司氏人致相封御藏ニ可納置之事
- 一、本社神主、正禰宜、正祝、權禰宜、權祝並片岡、貴布禰兩社之禰宜、祝者、相伝之社司松下、森、鳥居大路、林、梅辻、富野並今度岡本宮内相加之、以七家可勤之。新宮、大田、若宮、奈良、澤田、氏神六社之禰宜・祝者、氏人十六流之内社家中相談之上以相應之人如先規伝奏江致言上可任之事
- 一、神前勤番之札如先例証文社司之子供最初可書載之事

- 一、御造営の訴訟の儀、社司への相談なく氏人が罷り出候儀不届きに候。向後社司氏人は相談を以て一同で申し上ぐべき事。
- 一、神事、祭礼、修理等の入用の儀、社司中古來これを勤めずといえども、向後は一同役儀にて勤仕すべき事。
- 一、恒例の御祈祷の儀、有り来たりの如く為すべし。但し森所における正・五・九月の御祈祷の節は自分で相勤めるべきの事。
- 一、一社一同の臨時の御祈祷の節、卷數御祓は一社一同がこれを調し、神主は持参して指上ぐべきの事。
- 一、御朱印成下され候宛所が社家中とこれあるの儀、總じて神社へ奉仕の輩が上下共に社家の為すべきの条、御朱印の儀、社司氏人は相封致し御藏に納め置くべきの事。
- 一、本社神主、正禰宜、正祝、權禰宜、權祝並びに片岡、貴布禰兩社の禰宜、祝は相伝の社司松下、森、鳥居大路、林、梅辻、富野ならびにこの度岡本宮内がこれに相加わり七家をもつてこれを勤むべし。新宮、大田、若宮、奈良、澤田、氏神の六社の禰宜・祝は氏人十六流の内で社家中で相談の上、相應の人を以つて先規の如く伝奏へ言上致し任ずべきの事。
- 一、神前勤番の札は先例証文の如く、社司の子供を最初に書載すべきの事

一年中之神事可為如有來、但斷絕之祭礼唯今為自分興行於可相叶者、社家中以相談可取立之事

一 貴布補田之儀氏人押領之由社司雖申之、古来氏人配分之証文有之上者可為如有來（五十歲以上支配二百年以前ヨリ也）、但斷絕

之祭礼唯今興行於可相叶者社家中以相談可取立之事

（上欄注 季通日記ニ六十余石、今五十一石）

一 神山ニ有之木於為神用者社家中以相談可伐之、為私一切不可伐

取之、但下刈（三年ニ一度ヅツ刈也）者社司氏人共可刈之事

一 每年葵進上之節向後者社司氏人自双方一人宛可致參上事

一 賀茂中之儀向後社司（廿一人）氏人（評定廿一人）從双方相定

月奉行（一本行事月番ノ事）、万事沙汰可仕事

一 社家中專神道不存邪曲万事守先例不可企新儀事

右条々今度依社司氏人相論裁許了、堅相守此旨永不可違犯者也

寛文四甲辰年六月二十二日 甲斐 御印

河内 同

一、毎年葵進上の節、向後は社司と氏人の双方より一人宛參上致すべき事。

一、賀茂中の儀、向後は社司（廿一人）氏人（評定廿一人）の双方より月奉行（一本行事月番の事）を相定め万事沙汰を仕るべきの事。

一、社家中は神道を専らとし邪曲を存ぜず、万事先例を守り、新儀を企つべからざる事。

一、年中の神事は有り来たりの如く為すべし。但し、断絶の祭礼は唯今自分の為に興行が相叶うべきに於いては、社中の相談を以て取り立つべきの事。

一、貴布補田の儀、氏人が押領の由を社司がこれを申すといえど古来氏人配分の証文これあるの上は有り来たりの如く為すべし（五十歳以上の支配は二百年以前よりなり）。但し、断絶の祭礼唯今興行相叶うべきに於いては社中の相談を以て取り立つべきの事。（上欄注 季通日記ニ六十余石、今は五十一石）

一、神山にこれある木神用の為においては社中の相談を以てこれを伐るべし、私の為には一切これを伐り取るべからず。但し、下刈り（三年に一度づつ刈るべし）は社司氏人共に刈るべきの事。

右の条々この度社司氏人の相論により裁許し丁んぬ、堅く此の旨相
守り違犯すべからざるものなり。

大和 同
美濃 同

豊後 同

寛文四甲辰年六月二十二日

甲斐 御印

城州賀茂 社家中

河内 同

大和 同
美濃 同

覚 (65)

一 氏人中惣納五拾八石四斗八合六夕

是者累年氏人雖支配之、往来田・貴布補田・家領等有之候間今度

取除之候事

一 杜僧中總納九拾五石壹斗壹升七合

是者累年杜僧雖支配之、供田寺領等有之候條今度取除之候事

一 柳芳軒、海藏院、竹林庵、祖芳院四ヶ寺領合九拾六石九斗四升

壹夕

是者杜僧職無之而杜領之内取來候間、今度取放之候事

(海藏院ハ相國寺長國寺ノ末、竹ヶ鼻ニアリ今ノ堀内町是ナリ)

祖芳院ハ同上慈眼院末)

右三ヶ合貳百五拾石四斗六升五合七夕

今度社職料新附之並社司之内家領無之兩家(梅辻富野)江配附
之畢、可存其旨委細目錄如左

れを取り放ち候の事

大和 同
美濃 同

城州賀茂 社家中

覚

一 氏人中惣納五拾八石四斗八合六夕

これは累年氏人がこれを支配すると雖も、往来田・貴布補田・家
領等これあり候間、この度これを取り除き候事

一 杜僧中總納九拾五石壹斗壹升七合

これは累年杜僧これを支配すると雖も、供田寺領等これあり候
條今度これを取り除き候事

一 柳芳軒、海藏院、竹林庵、祖芳院の四ヶ寺領合九拾六石九斗四
升一夕(海藏院は相國寺長徳寺の末、竹ヶ鼻にあり今ノ堀内町
これなり。祖芳院は同上慈眼院末)

これは杜僧職これなくて杜領之内へ取り来たり候間、この度こ
れを取り放ち候の事

社職料之覺

本社 拾五石 神主（後二拾三石八斗八升八合有之）

正補宜（後二拾二石二斗七升六合）

拾參石

金武石 雜錄宣 (後三金一五一斗一金六勺)

拾遺不

拾貳石

合
卷
百

拾遺不

拾貳石

卷之三

合
卷

指
意

拾石

合石

十一

拾石

合
百

三

拾石

拾
五

十一

拾石

拾石

115

奈良社 十石 祢宜

同 十石 祝

澤田社 十石 祢宜

同 十石 祝

澤田社 十石 祢宜

同 十石 祝

右合わせて二百三十三石

高八石七斗三升二合余 梅辻備後（起久）

（起久 後に神主、松下神主元久の孫、馬場與久二男、始号 梅辻）

高八石七斗三升二合余 富野宮内（寛久）

（寛久 森尚久三男 始号 富野正禰宜）

都合二百五十石四斗六升五合余

以上

一 社職料社家中以相談定免相、年々等分可収納事（往来給田トナ

ル也）

一 社職料売買之儀者不及云、不可入質券事

一 雖為親子兄弟向後以家領而別家江不可分散事

右之旨今度相定訖、堅相守此旨不可違背者也

寛文四甲辰年六月二十二日

甲斐 御印

一 社職料は社家中の相談を以て免相を定め、年々等分に
収納すべき事（往来給田となるなり）

一 社職料の売買の儀は云うに及ばず、質券に入れるべか
らざる事

一 親子兄弟に為すと雖も、向後は家領を以て別家へ分散
すべからざる事

右の旨この度相定めおわんぬ。堅くこの旨を相守り違背

すべからざるものなり。

寛文四甲辰年六月二十二日

甲斐
御判

城州賀茂
社家中

河内
大和
御判

城州賀茂
社家中

河内
大和
美濃
同 同 同 同

城州賀茂
社家中

河内
大和
美濃
同 同 同 同

の該当注釈参照。本文の記事は山城國風土記の逸文とされる。

(3) 神武記 二年条 「二年の春一月の甲辰の朔乙巳に天皇功

はしがき 上賀茂の諸系図、注進雑記などの諸資料は平安初期の男床以下を断片的に記載し、在実以降の歴代を記すがそれ以前の記載がない。一方、下鴨には「賀茂神官鴨氏系図」、「賀茂神官河合禰宜鴨氏系図」など奈良朝以前に遡る系譜を伝えている。近年東大の故井上光貞教授や北大の佐伯有清氏らの精緻周到な考証の結果、下社は天平十八年に上社から分離した史実が明確になり、それ以前の時代を記す下鴨系図が実は上下両社、両社家共通の姿を留める貴重な文献であることが判明した。そこに明らかになつた事実に即してそれを藤木文雄著「古代の史料に現れるカモ県主一族の人名」に取り纏めた。詳細はそれを参照されたい。

(1) 旧事記 正式名先代旧事本記。神代から推古天皇までを記す史書、計十巻。「神代、陰陽、一、神祇、三、天神、四、地祇、五、天孫、六、皇孫、七、天皇、八、神皇、九、帝皇、十、國造」。卷一、神代系譜、卷三、物部氏の伝承、卷五、物部・尾張氏の系譜、卷十、國造の記事は独自史料に扱るが、他は記紀、古語拾遺（大同一（807）年成立、倅部広成撰）と重複。九世紀半ば頃物部（石上）氏の誰かの編纂？

(2) 本朝月令 注進雑記釈注第一當宮本縁・同第五行幸・御幸中

上光貞、肥後和男など）。主殿は養老律令職員令の宮内省の被官に主殿寮と名付ける役所があり、天皇の輿輦、蓋笠、繖扇、帷帳、湯沐

を定め 賞を行ひたまふ云々又頭八咫鳥、亦賞の列に入る。その苗裔は、即ち葛野主殿県主部是なり。葛野主殿県主については藤木文雄「注進雑記第一 當宮本縁釈注#29、#34、#38、#39」を参考のこと。主殿である葛野県主という意味。県主：縣とは倭の女王卑弥呼の時代の直後と思われる三世紀後半から四、五世紀の倭王權の成立期に、倭の諸国（國・國主）の中で王權と関係を結んだものに対する王權側の呼び名。その首長を県主と称した。のちの郡の大さの領域を占め、名も倭人伝の國名を継ぐものが多い。中部日本（越前、美濃、尾張）以西に分布し、倭、河内、櫛津、山背、吉備、筑紫など瀬戸内海沿岸と大陸航路に集中。縣は王權に対しても一族の一部を「トモ」という宫廷内の特定の職（労務）に使役させ、一定の産物を貢納することを約する反面、領域の自治と縣の神の祭祀権を許された。県主は一般に壹岐、葛木、曾布、高市、志木など支配する領域（縣・後の郡に相当）名を付して表すが、鴨県主のみ領域名が無い。鴨県主はもと葛野を支配していたが、早く領域支配を失い、祭祀に特化したため、神を意味する鴨を名乗る事となつた（井の誰かの編纂？）

酒掃、灯燭、松柴、炭燎、などの職にあつた。(職員令、延喜式、北山抄、政治要略、など。天皇行幸時主殿寮の役人がお供に加わり。

夜間、手に燭火をとつて路を照らし、行路を開く役を勤めた)また、

鴨県主は主殿寮の殿部を構成する五氏族の一であつた(三代実録、賀茂神社鴨氏系図など)。この職の起源は遠く大化前代の県主時代の大王家内廷への奉仕の遺制である。この秉燭照路の仕事を美化し神話化したのが神武紀の八咫烏神話である(井上光貞、佐伯有清など国史学会の通説)。詳細は拙稿「賀茂県主の原像」(みたらしのうかた二号)参照。

(4) 新選姓氏錄 古代諸氏族の系譜書、三十巻。目録一巻。弘仁六年(815)成立。桓武天皇勅命により諸氏に本系帳を進上させ、嵯峨天皇が万多親王、藤原園人らに編纂させた。左右京、山城、大和、攝津、河内、和泉の千百八十二氏族を皇別、神別、諸蕃、未定雜姓に類別し、その出自、姓氏名の由来、始祖、別祖と枝流氏族、改賜姓などを記述。賀茂関係は卷十六山城神別に賀茂県主、鴨県主、矢田部、丈部、西泥土部、祝部の順に建津之身命を祖とする同じき祖の同族として記載。また鴨県主条には八咫烏の神武天皇先導の説話を記述し、それが建津之身命の別名であることを記し、これにより紀の葛野主殿県主が鴨県主をさす事も明らかになる(佐伯有清、新選姓氏錄の研究考証編第三、同氏、古代氏族の系図等参照)。鴨脚家

本新選姓氏錄残簡の鴨県主本系には鴨建津之身命が葛野縣を賜り、そこに居住した事、鴨玉依彦十一世の孫大伊之岐命の子大屋奈世が成務天皇より鴨県主の姓を賜つたと記す。

(5) 或書云 或書不詳。神龜年中、迦毛之字作賀茂也云々。迦毛の

字は古事記などで神名に用いられているが姓名には用いた例はない。

むしろ、鴨から賀茂への変更が見られる。鴨公(後の鴨朝臣)氏が賀茂に書き改めているが、これは風土記撰進に当たつて地名を二字

の嘉称を用いよとの勅の方針に従つたものと考えられる。以後賀茂朝臣氏では賀茂・鴨の両表記が混用される。鴨県主の名は天平初年から中期までの戸籍、正倉院文書等に現われるが、賀茂の表記の例は宝亀一年の津守の賀茂県主賜姓まで見えない。この宝亀一年の白髪部氏の改姓と賀茂朝臣氏の事例が先例となつて、やがて鴨県主でも両表記が混用されるようになつたのであろう(従つて本文の指摘は正しい)。なお、地名の上賀茂・下鴨の名称の初出は南北朝以降で、一般化するのは太閤検地から後である。以前は賀茂上・賀茂下と書く。

(6) 鴨補宜真髮部津守 続日本紀卷三十六、宝亀十一年(780)四月庚申(26)日条。鴨補宜は賀茂社の神職の名、これが姓となつた。真髮部は旧姓白髮部。同、延暦四年(785)五月三日条に「姓白髮部を改めて真髮部となす」とあり、延暦四年の事実を宝亀十一年に

遡らせた追記。天十二年（748）四月の写書所解（正倉院文書）にみえる鴨禰宜白髮部防人と同族。なお、賀茂御祖皇太神宮禰宜河合神職

鴨県主系図に大山下・久治良（斎明頃の賀茂社祝、舒明、皇極、孝徳）の三世の孫で、麻呂の子に津守があり、その譜に從七位下、式部、位子、主水司水部四十年仕奉とある。これにより、この系図の成立は別の國島の譜と合わせて延暦元年～同十六年の間と考証される（井上光貞 賀茂県主の研究）。さらに、井上教授は、続日本紀、続日本後紀、格勅符抄（806）、小右記などの両賀茂社の封戸の記事と系図の久治良の譜にある封戸の記事を詳しく照合され、上賀茂社から下鴨社が分立した時期が天平十八年（748）～天平勝宝二年（752）の間である」と、従つて上記の下鴨系図は実は分離前の賀茂の社家（即ち上賀茂）の系図に他ならないことを解説された。さるに、鴨禰宜白髮部という氏の名は鴨県主の神官家の者が白髮部氏の女性をめとり、その間に生まれた子が称した氏で、これは自家の地位を高め、勢力を強める目的で権力者に女を奉るか、有力者の族員を賛に迎えて、生んだ子に家を継がせる方法で、一代限りの母子制の例である。鴨氏側から見るとこの白髮部氏が県主家の一支族となつたことを意味する。下鴨系図小止知之命の譜に鴨禰宜白髮部腹申とある。

(7) 続日本紀桓武天皇天応元年（781）条

賀茂二社の禰宜云々、

賀茂二社の初見史料。なお、「下鴨系図」禰宜・國島の譜は前年の宝亀十一年のことと記す。

(8) 賀茂県主直蓑 直蓑は真簾（馬蓑とも）の誤記であろう。この類聚国史大同四年十一月戊辰条の本文は「外從五位下鴨県主真簾授外授五位上、從八位上鴨県主目代外從五位下、並賀茂二社禰宜也」とあって、真簾、目代の何れが上社の禰宜なのか分明でない。真簾は、賀茂神官鴨氏系図（所謂下鴨系図）に禰宜主國の子に馬蓑があり、これと同人物であろう（ただ、この馬蓑には譜の記載がない上、同世代以下はすべて同じなので、この系図の成立が馬蓑存命中の事柄に属することを意味する）。また、鴨県主家伝、鴨氏系譜、齊宮家譜など下鴨系図の別伝の類にはこの目代を別雷宮禰宜と表し上社祠官十六流の祖とする。更に、この目代は真簾の弟で共に主國の息、次代の弘仁期の上社禰宜男床は目代の子となつている。男床の次代の広雄（下社禰宜）、広友（上社禰宜）も真簾の息氏主の子で兄弟、兄弟で上下二社の禰宜を務めたらしい。また広友は続日本後記承和十一年条には鴨上下大神宮禰宜とあり上下社の禰宜を兼任していた。この平安初期の時代は両社の分立から未だ日も浅かつたのでこのようないい事例があつて寧ろ当然とも解される。この下鴨の別伝と同一の伝承は神習文庫（現無窮会文庫）蔵の「祠官系図」に収める賀茂系

図（鳥居大路所持の本）にも同様の記載があるといわれる。

(9) 賀茂男床

注に未考但古系図とあるが、宝賀寿男氏の「古代氏族系図集成」第一章第十節所載の鴨・賀茂氏族系図では男床を名乗る二名が記されている。一は鴨禰宜真髮部改賀茂県主津守の子宅繼の息の男床（但し譜はない）。一は日代の子（即ち真簷の甥）とする。後者には譜に、上社禰宜、弘仁二年（811）為禰宜、天長二年（825）卒と記す。両者共にほぼ同時代人である。津守の孫とする系譜は津守の姓「賀茂県主」の字に拘わった跡があり、後世の付会の匂いがする。

(10) 祝部牧麻呂

類聚国史は枚麻呂とする。天智九年庚午年籍に鴨県主宇志が祝部の姓を賜つて後、その子孫が代々祝部を名乗り賀茂上社の祝、日吉神社の禰宜、乙訓火雷神社の祝などについた。本文に記する天慶五年の在樹の禰宜就任と同日に祝部春里を祝の補任している。春里は後に禰宜にも就く（『年中行事秘抄』四月下西日賀茂祭礼、天暦二年（950）四月五日壬申条。なお、古系図では、この間は忠主を禰宜としていて矛盾する）。この祝部氏は十一世紀前半長元年間、祝元延（イ信）のとき禰宜安頼の推挙で賀茂県主に改姓し、賀茂社祝の祝部は以後賀茂氏を名乗つたが、日吉神社の禰宜家は以後も祝部宿禰を称した。

(11) 祝に補らる

祝に補任したこと。

補任は官人等を官職（つか

（12）以下本文所載の人名 賀茂県主系図「古系図」、「中古系図上」

参照。なお、拙稿「古代の史料に現われるカモ県主の人名」参照。

さ）に任じることをいう。令制下、輕重によつて、勅任、奏任、判

任、判補の四区分があつた。勅任は太政官・弁官・八卿・太宰師以上。

奏任は各省が選考して、太政官が審議のうえ天皇に上奏、裁可を経て任命。平安時代以降は官職の補任は年中行事と化し（春：県召、

秋：司召）、の除目として行われた。後には、院・摂関・莊園領主・

寺社・幕府が部下を所職に任じる場合も補任と称した。令制下、補

任には本人宛の文書はなく、国司に任符が発給されるだけであつた。

除目は任命されたものを公庭でその名を呼び上げることで完了した。

ただし、臨時の任命では宣明・官符・官牒・宣旨案などの文書が発給

された。本文吉続記の事例は鎌倉中期の状況を記した貴重な記録で

ある。令制下大社（度会・宗像・大神・大倭）の神主職は勅許によつて設置され太政官によつて補任された（奏任官）。賀茂社も社格の

向上に伴つて大社に準じた。禰宜の職も勅許によつて設置するが、

その補任は本来六位相当で本来官符によつて任じられたが、禰宜の

位階の上昇によつて勅任奏任となつた。祝は国司が神戸から選ぶの

が原則であつたが、賀茂の場合は禰宜祝同列に奏任とされたのでは

あるまいか。なお、拙稿「位階を読み解く」（賀茂県主だより8号）

(13) **社務記** (貞基の頭注) 正式名称「**社務補任記**」(内題は賀茂別雷社社務職補任次第)を指すと考えられる。賀茂別雷神社の歴代社務の補任次第と、任期中の主な出来事を筆録。男床(天長二年(825)死去)から資久(正長元年(1428)退任)まで約六百年間の記事。

原本の所在不詳。写本は京大文学部蔵(筆写は片岡祝鳥居大路静平(季の一流)江戸末、嘉永年間の筆写)。異本に「**賀茂社司記**」(自建長到応永)(宮内庁書陵部蔵)がある。須磨千穎氏京大本の翻刻がある(賀茂文化研究三号)。この注進雑記や南柯記などの記事は社記と記して概ねこの記録によつている。

(14) **扶桑略記** 第五釈注(24) 参照。在実(イ眞)注進雑記はこの在実を補宜と記すのみで神主とは書かない。在実次男の忠頼も態々「原書に神主とあれど其の時は補宜なり」と金葉集の神主とする記載を否定している。そして、忠頼の一男成眞の神主補任(後冷泉院永承二年(1047)五月十三日=九五七年前)を「是神主と号する初例也云々」とする。この説は国文学、国史学者の通説と云える。

泉院永承二年(1047)五月十三日=九五七年前)

のよう而在実の出自、経歴、生没年などは異伝が多く説が定まらない。本件は稿を改めて別に記す。公家(こうか)朝廷、国家をいう。公卿の家柄を指す場合はくげ。

(15) **金葉和歌集** 第五番目の勅撰和歌集。白河院下命。源俊頼撰。一一一六~一七(大治元年~二)成立。一度院に却下され三奏目が

受理されたが二奏本が流布。忠頼と和泉式部の連歌は日本初例とされている。「下賀茂の社なりける故にかくいう」とあるのは、詠んだ場所が下社であり、式部が「」は下賀茂の社ですよ、あなたは上賀茂の神主のくせに」との寓意を掛けた。

(16) **古系図** 重要文化財指定「**賀茂補宜神主系図**」十六巻中の初

卷。前記男床以下六名と真簾以下五名を系譜不明ながら国史を引用して記載し在実以下の人名はすべてその一統に属する系譜を記す。最新世代清平(第九段)・鬚平(第十段)まで同一の筆勢であつて、成立は鬚平の譜に記す鎌倉中期弘長二年(1261)から間もない文永年間と見られる。横系図の形態だが、わが国に現存する系図としては平安初期の海部氏系図に次いで一番目に古い。また、後尾の第三部、四部は下鷗社家の平安初期飼主から鎌倉中期の第十四代を掲載する。これも、奈良時代以前を除く下鷗系図として最古のものである。

(17) **補宜茂忠** 注に忠成一男(従つて在実孫に相当)とあるが、この辺の系譜は古系図、補任記とも錯簡があると思われる(祝部春里と賀茂忠主が補宜で重複する例)。茂忠の男子(茂永(權補宜)、元信(祝)、茂信(貴布補補宜))が記されているが共に祝部と注がある。また、古系図の安頼(やすより)の譜にこの三名の賀茂県主への改姓を推挙したとあって、この忠成の子とする記載は矛盾する。そしてこの三名は

後に安頼の子親経とともに初代神主成真を貴布補社頭に射殺してい

屈折点しされる。

る。元来彼等は在実の前代に祝・補宜であつた祝部春里の子孫で、

この頃賀茂在樹の系と祝部氏の系との間に補宜・神主の座を廻る権

力闘争があつたのではないかとの疑惑が湧く。後考に待つ。

(18) 賀茂成真を賀茂神主になさる。是神主と号する初例也云々。

注11) 以下後代の個々の神主の釈注は省略する。詳細は社務補任記
参照。なお、射殺の後、成助補任までの四年間神主の闕を惟經なる
人物が代行しているが古系図に該当者無く、おそらく下鴨系の人物
か。なお、下社には史上神主は置かれず補宜が最高位であつた。上
社が本社との認識の反映か。

(19) 津守国基 (1023~1102) 住吉神社三十九代神主。神主基辰の

子、歌人。白河天皇側近の藤原顯季・同公実・同通宗・大江匡房と
交流。後拾遺集以下の歌集に二十首入集。家集「津守国基集」。津守
氏は火明命を祖とする古代以来の名族。氏族名は津の國の津を守る
職掌に由來。六、八世紀にかけて大陸との交渉で活躍し、当初連姓、
天武十三年宿禰賜姓。代々住吉神社の神主を勤め、和歌の神と崇め
られた住吉社に因み歌人を輩出。子孫は明治十七年男爵に列す。後

拾遺和歌集 第四番目の勅撰集。白河天皇下命、藤原通俊撰、応徳
三年 (1086) 成立、二十巻、千二百十八首。和泉式部、能因、源道
濟など新しい階層の歌を集め、新鮮な叙情・叙景歌で中世和歌への

(20) 寛治七年に当社にて競馬はしまれり。本文第一祭礼同釈注参
照。

(21) 重助神主・從四位下昇叙。それ以前は外從五位上、從五位上
どまり。後、重保が治承元年正四位上に、ついで氏久が弘安九年從
三位に昇つた。上下同列を例としたが、承久二年下社補宜祐綱が初
めて從二位に叙せられた。

(22) 成平、家平と蹴鞠道 この家系鳥居大路家と日本の蹴鞠道の
かかわりは渡辺融、桑山浩然「蹴鞠の研究」(東京大学出版会) に詳
しい。賀茂成平は鞠聖藤原成通の師、妹が難波・飛鳥井家の祖藤原

頼補の母で、彼を取り巻く人物の間で蹴鞠道が形成されており、蹴
鞠道の実質上の始祖。「賀茂社家」は江戸時代中期まで幕府に難波・
飛鳥井両家と並び三道家(師範家)と公認されていた。家平の弟政
平、孫の神主幸平も上足。なお、「みたらしのうたかた」第三号 拙
稿「賀茂の歴史」参照。雲分の懸り: 神主成助の作で難しい鞠場と
して高名。本文記載の後白河院はじめ歴代の上皇や貴紳がこの懸り
で屡々興じた。按察使資賢: 源資賢、後白河院時代の人、郢曲(今
様の朗詠)の名手で院の師。この家流を綾小路流という。按察使:
諸国の国司を監察する官。陸奥・出羽以外は名目上の官となり、大
中納言が兼任した。大納言兼雅: 未詳。安元の御賀: 安元は高倉天

皇の元号（1175～77）。改元の祝事か。上げ鞠・競技の最初に蹴る人物、所作。伝統の家の長老があたる名譽の役。露払い：晴の鞠会で貴人の競技に先んじて懸かりの露を落とすと称して行う前座。公卿と地下との競技を禁じた鎌倉後期以降は賀茂氏の役で賀茂鞠と呼ばれた。御子左家：藤原俊成・定家の流。和歌のほか蹴鞠も道家であったが嫡流二条家が大覺寺統に属したため衰えた。旧記ども：蹴鞠の三道家伝来の文書の中心は難波家史料（大津市平野神社蔵）、飛鳥井家史料（天理図書館蔵）、鳥居大路家史料（東大史料編纂所・天理大学図書館蔵）。鳥居大路家の文書は「内外三時抄・佚文」（別名藤原孝範蹴鞠記）。

(23) 政平・家平弟。生年未詳、安元二年（1176）歿。片岡社禰宜、四品。「広田社歌合」、実国・経盛・鹿家らの主催の歌合に参加。詞花集初出。千載集に五首入集。神主重保と同時代に活躍し神職の地位や歌人として好敵手であつたらしく、重保私撰の月詣集は一首も採用していない。鞠足としても高名。

(24) 重保と賀茂歌壇：重保：十八代神主（1119～1191）。本文にあるように平安末期、賀茂氏を代表する歌人。「広田社歌合」、経盛・実国・頼補主催の歌会に出詠。当初俊恵法師の「歌林苑」の会衆・支援者であつたが、神主補任の後、多くの歌会・歌合せを主催して「賀茂歌壇」を形成、同時代の有名歌人と交流。成功以来の賀茂氏の歌

の伝統を集成すると自認（月詣集自序に、「成助が流れを汲みて忝なく御手洗川の裔を受けたり」と述べている）。主催に「重保家・賀茂両講歌会」（治承一年（1177）、「重保家歌合」（治承二年（1178）一月）、「別雷社歌合」（治承二年（1178）三月）、「祈雨法樂歌会」（治承四年（1181）、「曲水宴歌会」（養和二年（1182）三月三日）、「七叟尚齒会」（同年同月）、「俊恵法師七十賀会」（寿永元年（1182）、「男女房歌合」（同年中）、「賀茂歌合」、「賀茂歌会」、「五部大乘經供養歌会」、「法門歌会」（同年中）、「賀茂社後番歌会」（元暦元年（1184）など）。ことに「別雷社歌合」は当時歌壇の最高峰俊成を判者に迎えて参加歌人六十名、三題九十番に及ぶ大規模のもので、この成功によつて歌壇での声望を固めた（伝寂連筆の伝本が残る、藤田美術館蔵、重要文化財指定）。また、「三十六人の百首を集めて神の御宝に供え」た「寿永百首」は今日平安私歌集として残る同時代の歌人たちの貴重な和歌資料。重保自筆の筆跡は、西行・寂連・頼補など十四名の歌人と結縁して詠んだ「一品経和歌懷紙」に二首を収めた懷紙が残る（国立京都博物館蔵、国宝指定）。彼の和歌は現在六十九首が残る。千載集（8）新古今集（2）以下歴代の勅撰集に入集。林・岡本两家の遠祖也：撰進の時の社司であつた两家を強調したに過ぎない。子息に重政（三十一代神主）、重信（イ延、片岡祝・重之流祖）、重房（子孫逐電）、実保（幸之流祖）、季保（片岡禰宜・季之流祖）、

保高（正祝・保之流祖）。保高以外は歌人として名あり。なお、拙稿

「神主重保とその時代」（みたらしのうたかた・一號）、「賀茂重保一品経懐紙との出会い」（賀茂県主だより 十號）参照。月詣和歌集・重保私撰、全十二卷、千二百首。彼の交友範囲の当代の歌人の詠草「寿永百首」などを中心に、寿永元年十一月撰。後の俊成撰の勅撰集「千載和歌集」の撰集資料となつたといわれる。原本は失われ賀茂別雷神社校倉内に今井似閑寄贈三手文庫旧蔵の下鴨社家の泉亭家本六冊を藏する。千載和歌集・後白河院下命、藤原俊成撰の第七代勅撰集。

文治四年（1187）成立。二十巻、一二八八首。述懷、古典を踏まえた虚構、神仏への憧憬の表現化が特徴。中世和歌集の始発と位置づけ。

（25）古今著聞集：第五行幸・御幸注（62）参照。九条大納言・九条道家、祖父兼実、父良経、後鳥羽上皇に寵遇、子の頼経は四代將軍。承久三年（1221）摂政。姉立子は順徳天皇中宮（本文にある中宮を指す）。別当の三位かうのすけ・未詳、ある内侍の通称であろう。

后町：常寧殿の異称。皇后、中宮の御座所。中御門殿：未詳。大内右近馬場：大内裏右近衛府の馬場。直衣：もと平常衣。貴人常用の略服。形は位袍（当色として位階ごとに色が定められた）に似るが地は綾・平絹・織物を用いる。三位以上は直衣で参内できた。この頃神主幸平も院や道家の知遇篤く、院の賀茂、川上への御幸も頻り

で、馬を賜つたり、蹴鞠会に召されて上げ鞠を演じたりしている。

狩装束・狩衣、動作をしやすくしたもと布衣。次第に公卿、殿上人

の略服となり華美になつた。後世公家・武家の礼服となつた。神館：

賀茂祭、御阿礼神事の夜、斎院が宿泊する館。丸山の百メートル南に礎石が発見されている。このとき斎院は後鳥羽上皇の礼子内親王。

二年後の建暦二年不例で退出の後、後任のト定はなく断絶。鷹狩：

賀茂社の神域は長く禁野（河）とされた。「鴨上下大神宮禰宜外從五位下賀茂県主広友等疑云。所謂鴨川經二神社指南流出。而王臣家及

百姓等取鹿麌於北山。便洗水上。其末流触神社。因茲汚穢之崇屢御ト。中略。勅宣仰當國迄干河源。嚴加禁斷。若違反者。必重科。」（続

日本後記承和十一年十一月壬子條）と禰宜広友の上申で禁猟となつた。四百年後、神主幸平らは自ら禁野の中心の神館付近で鷹狩りを

している。院政期、鷹狩を行うことは特權的地位の象徴で、後白河、後鳥羽両院も好まれ、狩用の鷹や獲物の贈答が政治儀礼とされた。

宮の御方の巡察使殿：中宮御所の上臘の呼び名、具体名は不詳。父親の職名力。堀川殿いそのかみのぶりにしことを返事に：堀川殿は

源通具（1171～1227）、土御門内大臣久我通親の次男。後鳥羽院の歌壇で活躍、和歌所寄人、『新古今集』選者の一人。子孫は堀川を称した。うすやう（薄様）：紙の名、雁皮の薄手。手紙の料紙とした。色は白・紅・紫・青・緑など。たてぶみ（立文、豎文）：書状の形。包

み紙で縦に包み余った上下をひねる。堅文に包む」と。

(26) 賀茂季保 生歿年不詳、片岡禰宜、四品、重保五男。鴨長明、慈円（天台座主、九条兼家の弟）、藤原範光、藤原雅經（飛鳥井雅經）ら十人と後鳥羽上皇を囲む「正治百首」の仲間（）の時、同僚の鴨長明にも河合社禰宜補任の内意があつたが、禰宜祐兼の意向で実現せず長明出家の発端になつた）。季保の母（重保室）も歌人。「新古今集」にも入集（一首、千七百七十一）。後土御門内大臣・源定通（1188~1247）正二位内大臣、後鳥羽上皇の院司。父は内大臣源通親。続拾遺和歌集・龜山院下命藤原為氏撰の第十二番目の勅撰集。

弘安元年奏覽二十卷千四百五十九首。

(27) 吉続記の宣下の記事（龜山院文永九年十月一日条）社司叙任次第の故事を伝える。吉続記・吉田経長（1239~1309）の日記。経長は経房の玄孫。龜山・後宇多両院の院執権。文永四年（1267）～乾元二年（1309）まで。十四年分のみ現存。頭中将奉行也とあるのは頭中将（藏人の頭。近衛中将が任じられる）が職事を務めたこととを云ふ。「於陣宣下」陣・本来朝廷で武官の整列するといふ（六衛府毎に定まる）を云つたが、特に右近衛府の陣は公卿による国政議定の場とされ陣屋、仗座と称した。床子・寄りかかりのない腰掛の一種で床几、宮廷で用いる腰掛のこと。微唯す：とはかすかに肯定の返事をする」と。折紙・古文書様式の一つ。縦書の対。堅紙を上下二つ

折にして折り目を下にする（弔事は逆にする）。したがつて、上半分だけに文がくる。堅紙奉書より軽い。これで宣下は上卿が口頭で宣旨を仰せた後、口宣案紙を折紙（料紙は宿紙）で下される公事の様が読み取れる。後世の「とく個人別でなく折紙を用いて連名の名簿（交名）という）で下された」とが分かる。上卿から宣下を受けるのは筆頭者（）では禰宜に為る正五位下賀茂県主某（転ではないので次第転補を経ず直補されている）のみで、その他は上卿が史生（書記官、六位の官人）を召して「第一之補任之仁」一人の名を代表で読み上げ折紙の口宣案を下される様が分かる。（なお、状とは八・九世紀の個人の書状。啓と同様に公式令に規定なく、書式は一定せず。十世紀以降日下に差出人、奥に宛所を記す形が固定。）文末の「為字常事歟（為すの字は常の事か）、任字不可然（任の字は然るべからず）」と用字に疑念を示す。為は正しいが任は官職に任じる場合に用い賀茂社摂社の新補には用いない。官職（武藏守）・初任は任、以後の異動は遷任、位階（従五位下）：すべて叙、神職（氏神社祝）：新補は為、異動は転を用いる。

(28) 正五位下賀茂県主某可為其社禰宜（吉続記続き）可為其社禰宜（その社の禰宜に為べし）とあるのは某が前職からの転補でなく本社の禰宜に直補される」とを意味している。近世では社家七家であるうと本社禰宜への直補は原則的になくなつてゐる。尤も摂社間

の異動は転を用いるが本社五官は転任の場合も為を用いる例が多い。なお、江戸時代中葉前の大明暦一（1656）年に幕府が古例に復すとして林重栄（権祝重説の孫、権祝補任で大池に改号）、その叔父林重次および山本氏之の三名を十五歳でそれぞれ権祝、片岡祝、貴布補祝に直補するに及び社中大騒動となつた【重之流系図の両人の譜】、以後の社中抗争【寛文七家の制、享保五家騒動】の発端。但し、下記の弘安九年十一月廿一日の宣旨は遷でなくどの職も為を用いている。

	初任	異動	例
官職	任 ニンズ	遷（任）	任伯耆守
位階	叙 ジョス	叙	叙從五位下
社職	為ナスナサル	転	為氏神社祝

(29) 新宮補宜同祝、氏神社補宜・祝の名が見えない。貴布補祝の次は大田補宜延平で新宮両官の名が交名にない。また、最後尾は澤田社補宜。該当者が偶々無いためか當時新宮や氏神社がまだなかつたのかの何れかである。あるいはこの両社が官社の扱いを受けていなかつた可能性もある。ほぼ同時代の賀茂社司解状写（文永六年正

月御鎖不開之時）。宝殿不令開給神事違例重疊子細事（柴田実編神道体系賀茂所載）は神主氏久以下の社司が連署しているがそこにも新宮、及び氏神社の両官の名はなく最後尾は澤田補宜久幸。なお、伴信友は永昌記の嘉承元（1106）年の記事を引いて本殿焼亡に当たり一時神体を貴布補新宮に渡し、翌日に貴布補に遷した。貴布補の神体をはに遷すとあるのはこの四社の祭神が同体か親子であることの証拠と論じている（瀬見の小川巻四、同旨南阿記）。従つて、新宮補宜・祝はあるいは貴布補補宜・祝の兼務であつたか。本文の久忠も可任澤田補宜で氏神補宜からの転補でなく直補されている。可任澤田補宜は可為澤田補宜が正しいことは前記の通り。また、賀茂経久の嘉元三年御遷宮記には嘉元三（1305）年六月二日条に新宮補宜近平、同祝久藤、氏神補宜定久、同祝重冬の名を記していて摂社八社の社司が揃つてゐる。氏神社の成立期については文永・弘安から嘉元年間の交と一応考えておく。なお、明治十年に上賀茂の氏神社と下鴨の久我神社を賀茂の氏神社の地に合祀し、名を久我神社と改め、式内久我神社の後と定めた事については第六造営の注4：二参照。

(30) 弘安九年三月宣旨、前神主氏久神主再任 注記のように氏久が後鳥羽院の落胤である事は史実。院の寵を蒙つた官女を胤を宿したまま能久に賜り（形式上は能久の三男、能久次男久繼猶子。なお、蔣池直一南柯記参照）、松下家に伝わる後鳥羽上皇の隠岐から書き送

つた消息文にわが子を想い隠岐の身辺に呼び寄せたいとの真情を述べられているが、この史微墨宝第二編所収の宸筆四通を精査された古文書学の權威中村直勝博士は紛れなく院の真筆と断じておられる

（中村直勝 後鳥羽院）。

是神主再任の初例也：健治一（1276）年十月二日譲補社務職於正
補宣康繼。弘安九（1286）年十二月廿一日自前社務復本職、中略、
此還補之時後宇多院御代に氏久叙從三位、当社上階之始也（社務補
任記、それまで重保の正四位上が極位、本文に同年十月十一日とあ
る。）

神主還補の先例は古系図には見えないが、中古系図からは在実の
譜に一旦補宣を退いた後に神主に補任されたこと、さらに在実は花
山院御子四品彈正尹清仁親王孫、神祇伯延信の子と云々、但し記録
の面有疑胎者欵（社務記）と記する。この在実の譜は氏久の事例が
投影し加上された氣配が濃厚である。歌人にて数多集に入れられけ
る・和歌のほか書にも堪能。筆跡は大手鑑第二帖に収録（消息文二
通。国宝指定、陽明文庫蔵）。宣旨・上卿（当番最高位の公卿）の宣
（命令）を弁官（藏人を兼ねる）又外記が奉じて書きとめた形式の
もの。本来單なる受命記録であつたが、やがて当事者に命令を伝え
る文書に転化。大小口國の別があつた。藏人頭治部卿平信輔が奉行
(職事とも。宣を書きとめ伝宣する人)。吉続記の折紙による交名の

宣下状でなく氏久個人への口宣案の形への移行を示す。拙稿「位記を
読み解く」（賀茂県主だより八号）参照。

（31）弘安九年六月十五日 宣旨・重夏の本社權祝への転補も次第
転補ではない。種久は他の同時代と同様に可為澤田社祝＝「澤田社祝
にすべし」とあり、これも氏神社からの転補ではない。

（32）弘安九年十二月二十一日及び廿四日 宣旨・（）でも貴布補
の次は大田社の順。權祝と澤田社祝は六月に補任すみ。この宣旨で
注目すべき形式は職事の奉宣記事のあとに献上の文言（下知状）が
別記されたうえ賀茂社司転任事、右宣旨獻上件の如しと書かれてい
ること。宣旨が受命記録だけでなく伝宣文書に転化する移行期の形
を表す。保光の澤田補宣補任獻上状に「右宣旨下知せしめ給うべきの
状件のこと」とわざわざことわつていて。後にはこの下知状は無く
なる。謹上土御門中納言殿とあるのが当日の上卿の名。なお、獻上
は勅賞けんじょうと同義。官位を賜る」と。なお、權補宣經久はすでにここに時
点で遠久、景久の両兄を超越している。

（33）久世神主・氏久嫡男、この日の神主補任は同年三月還補され
た父氏久の譲りを受けたもの。還補は氏久を從三位に叙するための
形式的な階梯に過ぎない。五十六年前に下社の祐綱も一旦補宣に還
補の後に從二位に復している例がある（貞永元（1232）年補宣還補、
叙從二位）。号中大路神主。治七年の後五十一歳で舍弟經久に神主職

を譲つた。弘安十年諸神領に費用を賦課して競馬の装束を新調。

(34) 井関経久神主・氏久四男。建長四(1252)年—延慶一(1309)年卒、五十八歳。永仁元(1293)年—延慶元(1309)年神主。神山の三位述懐和歌はあるが四品。兄たちを超えて神主補任。西賀茂正伝寺開基。法号智海。賀茂神主経久日記全六冊が残る。(一)嘉元四年摂社遷宮記、(二)嘉元三年御遷宮日記、(三)年代記、(四)賀茂社嘉元年中行事、(五)乾元二年日記、(六)仰遷宮色々の事目安。賀茂社及び神道史上後世の規範となる貴重な史料、一一〇〇一年国重要文化財指定。(一)、(二)は須磨千穎氏(四)は日本祭礼行事集成(一九七〇、平凡社)の翻刻があるが他は未翻刻。神主任中、嘉元三年遷宮、新後撰、玉葉、続千載、後拾遺、風雅、新千載、新拾遺各和歌集に入集。乾元二年往来田創始。後裔神主勝久のとき文明一社争乱を生じ断絶。

(35) 親長卿記。室町中後期の公卿、権大納言甘露寺親長(1427-1500/応永三十一—明応九)の日記。記事は文正元(1466)～明応七(1498)

まで断続的に伝わる。争乱期の幕府・朝廷周辺の動静を記し、朝議の復興には特に詳しい。室町後期政治史・社会史の貴重な史料。賀茂伝奏でもあつたので賀茂社の事蹟、社司の官位などの記事も多い。甘露寺家・藤原北家、勧修寺流の嫡流。大納言を極官とする名家。甘露寺は勧修寺流の祖高藤の曾孫為輔の建立した寺院で代々同流の

長者が管領。吉統記の吉田経房は先祖。南北朝期の藤長以来甘露寺を家名とした。一八八四年伯爵。賀茂伝奏・賀茂社を担当した寺社伝奏の一。中世から近世、伊勢神宮、賀茂社、石清水社、山門、南都などの有力寺社からの申請・訴訟を独占的に治天の君(中世の朝廷の主宰者。院政時は上皇、ない時は天皇。上皇の院政の権限は現天皇の尊属親である地位に由来。皇統が迭立して天皇が交替する時は治天の君も交替)に取次ぎ処理する役職。行事の上卿制度を前提に後嵯峨院政以後の伝奏制度の整備に伴い成立。延慶一(1309)年の公家法の「神宮伝奏」、「諸社諸寺伝奏」が初見。足利義満は明徳四(1393)年以降義満の仰せを奉じる伝奏奉書を発給させた。江戸時代、公家たちは次第に権益を伴う寺社の伝奏を求めるようになり、中期には制度が整う。門跡が執奏した天台・真言・法相・修驗を除く各宗派や特定の寺社(廿一社や大社)に特定の公家が伝奏として置かれ、官位執奏などを行なつた。伝奏の無い神社は吉田・白川両家が執奏。

(36) 文明八年以降正徳六年一月一日とある日付までの一一二通の文書はその官位執奏などに關わる文書。末尾が「以上可令宣下給之由仰所候也」(以上宣下せしめ給うべきの由仰せの所候なり)との常套文句で終わり藏人弁宛になつた文書は、院もしくは將軍の仰せ(神職補任の由)を職事である藏人所の藏人(弁官を兼ねてゐる)に伝えて

宣旨（口宣案）の発給を促すもの。一方、賀茂神主宛の文書は、社司たちの神職補任の辞退などの違例の事態の対応を総官である神主に通達したもの。なお、親長の他に発給の親繼は不祥、但し、文言から見て伝奏の職にあつた事は疑いなく親長の縁者と思われる。

(37) 親長卿記文明十年四月四日条 藏人弁宛 親長文書・森貞久が諸神領に違乱多く社務職就任を聞き容れないが、今日の氏神神事も控え、先ず一社中が充分話し合つて無為にするよう下知を下してほしい旨上申。無為は無事平穏のこと。文明八年八月一社争乱の余燼が残るのか。恐々（惶）謹言 書状の終りに書き、相手に対する敬意を表す慣用語。

(38) 同上文明十年四月七日条 藏人弁宛 親長文書・継平の補宜転補のみを具体的に記し、「祠官等次第転任事任例可存知之由可令下知之由被仰下候也」（祠官等ノ次第転任ノ事ハ例ニ任せて存知ルべきの由下知せしむべきの由仰せくだされ候なり）と他の祠官の次第転補の具内容は慣例通りとして省略し、これを四月十七日付けの書状で賀茂神主に委ねた。

(39) 親長卿記文明十二年二月廿九日条 神主継平の辞意、後任候補諸平の固辞で選任難航し、社中談合して無為にするよう一社中に申し入れ。

(40) 親長卿記文明十二年九月十七日条 権祝重則の官職罷免状発

給を藏人に依頼。重則は文明八年の賀茂社十一揆（争乱の当時の呼称）の張本人の一人。決着時他の張本人は殺されるか自害するかしたが、彼と氏経の二人は生き延び、氏人から裏切りと怨嗟の的になった。氏経は安芸に逐電したが、重則は「北小路殿」（将軍義政御台所日野富子）の贋員を頼みに職に止まり続けさらに正祝をも兼帶しこれを重科に処せられ（おわんぬ）」となり、十五年ぶりに叔父重秋を正祝に従弟重賢を権祝に交代させることで漸く決着した（同年六月廿七日付置文、南柯記）。従つてこの親長の執奏は不発か。本文百六一百七ページ条の長享三（1489）年六月一日、同十一日付の重秋、重賢両人の親長卿執奏文がそれを受けたもの。なお、六月一日の執奏文にある正徳（江戸時代）の年号の注記は誤り。後文の「当時社司廿一人」の頭注の錯簡か。

(41) 親長卿記文明十五年二月四日条 親繼名賀茂神主宛書状。注記「コレ古ハ往来田ヲ帶シ候而社司ノ補任ノ例也」。近世の往来田制度では社司補任によって往来田を返上し代わって職料を給せられる。この文は上記の通り重則が権祝を競望したが就任が難航し往来田を彼が横暴（下地勘落すべく候云々）したものと見られる。

(42) 同上文明十五年三月廿七日条 貴布補両官（補宜・祝）当職

辞退云々。就計会とは貧窮につきの意。五月十三日条では今度は競馬会神事辞退。

(43) 同上同年五月廿三日条 任左京大夫 左京大夫（令外の官職）なので任となる。藏人所などと同じく諸使・諸所の一の京職の四等

官筆頭。京職は左右に分かれて行政・司法・警察を司るが検非違使が実権を握つていて名目化。東西の市を監督する市司が付属する。

(44) 同上同年十二月廿五日条 繼平（市繼平）、昇叙。叙正四位上、位階の場合は叙とする。可被遊遣口宣案候也（口宣案遣り遊ばせらるべく候なり）。いまや祠官等次第転任事任例可存知云々の添書も省略。氏人三名のうち鴨長久、同長興の二名は下鴨氏人。上下同時同列に扱われるのは親長が賀茂伝奏で両社を管轄したからである。ここで口宣案の語が初出。藏人が上卿に宣言を書きとめるメモであったのが「遣り遊ばせられ」と交付される事になつてゐる。

(45) 同上長享二年一月廿一日条 諸久を新宮補宜に為すと新宮が表れる。

(46) 同上同年十二月十九日条：松下棟久從三位昇叙。前述の後鳥羽上皇の御宸筆尊影相伝の由を記す。日記の本文ではなく注進雜記の選者の注記。

(47) 当時社司廿一人：社職名、位階、家名、官途、諱の順に、本

されたが、以降はいわば第二部にあたり、そこでは（イ）社司廿一官、（ロ）氏人百四十人、（ハ）諸役人、（ミ）貴布禰争論裁許状、（ホ）その他賀茂御裁許状写 が簡潔且つ整然と記されている。

（イ）社司廿一官

(47) 本文この時節以降の文：賀茂社の文明土一揆の始末が、前段の親長卿記長享三年六月十二日付の執奏文のごとく、永年に亘つて一社中を壟斷してきた正祝重則の解官が漸くかない、それに替えて、重秋（重則の従弟）を正祝に、その子重賢を澤田社祝に補任する」とで収束し（南柯記、延徳三年（1491）六月廿七日付 氏人奥書に経緯が記されている）、それ以後は社中に秩序が回復して社司の闕もなくなつたことを示し、延宝八年の注進にあたつた社司廿一官が連名連署して一社の職制ほかの制度を略記している。また、社司・氏人の位階の先例を述べて逐一注進に及ばずと勿体付けして幕府の印象に訴えている。

(48) 此時節以後：長享三年暮、正祝重秋新補の時点を云う。

(49) 神主上職者三位如先例也：極官を三位としたので必ずしも全員が三位に叙せられる訳ではない。現に神主岡本保可は從四位下。なお、下鴨補宜の極官は從二位。

(50) 当時社司廿一人：社職名、位階、家名、官途、諱の順に、本社五官、撰末社八社補宜・祝十六名の順に記す。家名のうち大池（神

主成助の号に因む。林重栄の権祝直補によつて林を改称)、梅陰(梅辻の別家。)は現在見当たらない。官途のうち京官の職名は一定の家名の者が相伝する慣わし。ただし実権はなく名誉称号に近い。国司名は定職ではない。

また賀茂伝奏の執奏による氏人としての官位と朝廷が同一人を地下官人として叙任するのとでは差があり、地下官人のほうが二～四階下になる(例、東辻清矢 賀茂・正四位下壱岐守 朝廷・内舎人・東宮侍従・正六位上修理権亮 天保十五年社家坊官一覧による)。

(51) 右廿一官の社司皆以テ勅宣を蒙り・社職への補任、位階の叙位、官途への補任はすべて勅宣(この時代は藏人・職事の奉じる一人ずつの口宣)によつた。吉田家・白川家などの傘下でないことを匂わせる(但し、賀茂伝奏の執奏による)。寛文五年の幕府の諸社補宜神主法度(五個条)で全国社家の位階の執奏(二条)、白帳以外の装束の着用(三条)については吉田家の執奏・許状によるとされたが、伝奏のある廿一社は例外で、その執奏によるものとされた。

(52) 昔よりの次第転補の社法：必ずしもこの通りの先例でなかつたことは前文にある通り。即ち、鎌倉中期以降の松下、森、鳥居大路、林の四家が上職を独占する慣例を改めるため寛永四年(1627)氏人より古制に従い次第転補に復することを訴えたが、双方の論争は收まらなかつた。明暦二年(1656)幕府の裁定で古制に復し次第

転補となつた。一方同時に、幕府と伝奏は大池重栄を権祝に、山本氏之を貴布禰祝に、さらに、万治二年(1659)にも重栄の叔父重次を片岡祝に、岡本保可を氏神社禰宜にそれぞれ直補した。しかし、その後四家側の巻き返しで寛文四年(1664)前裁決を覆し四家に梅辻、富野、に岡本保可を加えた七家の制を立て、五官と片岡・貴布根の両官四名計九職を七家の世襲とし、新宮以下の六櫻末社の禰宜・祝十二名を氏人よりの選出とする」とを定めた(後出、寛文四年六月廿二日付、賀茂社家中宛老中阿部豊後守以下及び寺社奉行井上正利他の発給文書参照)。しかし、享保六年(1721)七家のうち林、岡本両家以外の五家は違法驕僭の挙により家名断絶、切腹・遠島・流罪・所払いとなつた(享保社家流罪の一件という)。その後、岡本清茂、藤木直恒の斡旋で神主林重統(松下、森、梅辻)、片岡禰宜岡本季隆(鳥居大路、林)、前神主岡本保可(富野)の子孫の中から選んで清茂、直恒両名に誓紙を入れることで夫々前記括弧内五家の家名を継がせ七家の制が復活した(新古系図、戸田保達・賀茂史略、愛宕郡役所・愛宕郡村誌)。また、繼承者の名も例外的に父祖の流の偏諱(重・季・保)から久・平など五家の偏諱に改める」とを認めた。七家の制はその後も継続したが明治二年を以つて廃止となり次第転補に復した(明治四十一年京都府愛宕郡村誌)。

(53) 将又、社職領の田地もその社職に付けて 中略 其人所務いた

し神役勤例候：所謂給田の形。同一職について五郷ごとに一定の職料としての給田が決まっていた（須磨：賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究）。所務とは年貢徵収の事務をいい、所領知行の称。

（54）他国にて寄せられたる神領は社司の預り所納仕たる：預所：

管理する、当該役所の事務を総管する、意。特に中世、所を中心とする諸官司を指した。莊園の預所は領主（神社・本家という）から任命された莊園を実質上運営する莊官。特定の社司が特定の莊園を預り相伝した（例えば宮川莊は神主保久の娘上総が初代の預所職で以後その家系出身の官女の相伝とされた）。納仕・收入とする、受け入れる。

（55）社領落行候て 中略 神役勤儀難堪候 中略 社司は闕職・社

領の没落で社司の上記二つの財政基盤が崩れ社司のなり手が居なくなった。市諸平の社務辞退や貴布禰両官の返上の氣運など前文の如し。代官は氏人交代の神勤の名誉職。

（56）買得田有之候を買戻し 中略 社職料に被付下：以前売却さ

れた社領中の買得田を買い戻し社職料に充てた。拝領金八百五十

両・幕府からの下賜金、金一両は銀60.6匁（但し元禄五年相場：銀

139kg余）。双方立合月奉行を相定めて平均に相守る可きの旨御裁許状をなし下さる（後出裁許状参照）。最高議決機関の立合参会、執行

期間の小寄合、月奉行などの制度がこの裁許によつて整つた。（児玉多「賀茂別雷神社の往来田制度」参照、なお、別注。）。

幸多「賀茂別雷神社の集会制度」参照。補注4に表示)。

（口）氏人百四十人

氏人の定義、往来田の班給、位階などについて述べている。

（57）氏人百四十人：往来田の給される定員が百四十人であることを示す。本文下注の通り百四十名のほかにも無足の者もあり、これら社職に未補の賀茂氏の男子以下すべてを氏人と呼ぶ。本文に「此

外幼年の社司の子以下無足（往来田未給）の子數多御座候」とある。総括すれば、氏人は往来田を給される百四十人「衆分」と「無足人」（別名若衆）に分かれる。さらに、衆分は「宿老」と「若殿原

（別名若衆）とがある。宿老は最年長層十名で、年齢順に一老から十老まである。老者田が三反ずつ往来田とは別に給される。種々の難事に際し氏人一同を代表し時に宿老中で寄合い指導的な立場に立つた。若殿原は宿老を除く百三十名であるが若衆中の参加を五十歳とすると年齢制限があつた。また、若衆は十六歳以上の無足人を含む時もあつた。百四十名全体の呼び方として老若中とも称した（須磨千穎「中世賀茂別雷神社氏人の惣について」）。

（58）右百四十人の氏人者年齢次第往来田を帶し神事祭礼の神役相次いで勤來り候：往来田の定員が百四十人に限られ、その班給資格は年齢次第（長幼の順）であることを示す（往来田については児玉幸多「賀茂別雷神社の往来田制度」参照、なお、別注。）。

(59) この氏人いすれも位階五位より四品になし下され：冠位、位階の初見は大化年代の鴨県主久治良の大山下（六位相当）、黒日の小建（初位相当）。位階制になつた後は長く六位または外位の五位が続いたが、平安末期から神主が四位に叙せられる例が始まり、やがて、

重保が正四位上に氏久が従三位となり、これらを極官として他の氏人に及んだ。元服と同時に従五位下に叙するが、これを叙爵（または榮爵）という。位階の執奏は賀茂伝奏。位階だけで社職にも京官受領にも任じられない者を散位と称する。本来官職と位階の地位は対応しているのだが（官位相当という）、官職の方が低いことが常態となり、その場合は位階の下に行を付けるのが正式。

(60) 兼官拝任：京官は令制で京内にある官司で、俸禄にも季祿が給される。受領（すりょう）：平安時代任国に赴任した国司の最高責任者、多く守、守不在（親王任国）の場合は介。遙任の対（京官が国司を兼帶した場合など地方に赴任しない例）。氏人の兼官はあくまでも実体のない名譽職の称号にとどまる。これらは、年給（年官と年爵）、賣官（贖勞、じょろう）、行・御幸時の祿物・昇階などの形態で、一定の上級貴族（例えば賀茂伝奏）に与えられた官位の推舉権の行使の結果生まれた。

これに対し勤務実態のあるものもある。非參議・北面をはじめ、地下官人（外記、官方、藏人方、女役、檢非違使、楽人、滝口、左

右近衛府、女院、東宮、後院、神祇官、陰陽寮、典藥寮、内膳司、画所預、諸家諸大夫）など。これらはおおむね家職として相伝された（天保十一年の時点で氏人出身者は三十九名、社家坊官等一覧による）。

(61) 賀茂・日吉の社家は諸大夫の一列：上記社家坊官一覧の中の日吉社家（祝部宿禰・家号：生源寺、樹下十戸従三位二名、その他四品の名はあるが、地下官人は見当たらない。位階が同列の意か。往古鴨県主として共に同族であったことを意識しているのか。

なお、補注は別掲論文として本号に掲載しています。